

知的障がい児・者
のための
制度利用のしおり



山形市
【令和5年8月版】

療育手帳の等級別該当制度一覧

- 1 この表は、各制度がどちらの障がい程度の方を対象としているかの目安を示したものです。
- 2 制度によっては様々な制限等がありますので、本文とあわせてご利用ください。
- 3 この表で使用している略号は、次のとおりです。

●:ほぼ該当 △:一部該当 □:障がいの種類や等級に関わり無く各制度の条件により該当

★手続きによってはマイナンバー確認書類(個人番号カード、通知カード等)が必要になります。あわせて身分を確認できるもの(運転免許証、障がい者手帳等)をお持ちください。(P45 参照)

制 度 名		重 度 A	中 軽 度 B	所 得 限	摘 要	頁
療育手帳の交付 ★		●	●			4
医 療	重度心身障がい(児)者医療給付 ★	●	△	有		6
	親子健やか医療給付制度 ★	□	□	有		6
	後期高齢者医療制度 ★	●			65歳以上	7
	高額療養費 ★	□	□			7
日 常 生 活	日常生活用具の給付 ★	△		有		8
	紙おむつの支給	△		有	65歳未満	8
	市営・県営住宅の優遇措置	●	●			9
	生活福祉資金の貸付	●	●	有		9
	山形市避難行動支援制度	●	△			10
	雪かき支援の相談・ごみ出し支援事業	□	□			11
	ごみ袋支給事業	△		有		12
	ヘルプマーク・ヘルプカード・介護マーク	□	□			13
社 会 参 加	タクシー運賃・自家用自動車給油料金の助成	●				14
	交通料金の割引	●	●			15-16
	身体障がい者等用駐車施設利用証 駐車禁止除外指定車標章	●				17-18
	ふれあいバスの運行	□	□		社会福祉団体等	18
	福祉有償運送	□	□			19
	携帯電話基本使用料等の割引	●	●			19
	NTT 電話番号案内サービス	●	●			19
	青い鳥郵便葉書の配布	●			4月～5月受付	20
	福祉サービス利用援助事業、成年後見制度	□	□			20
	特別支援学校等通学支援事業	□	□			21
税 の 控 除 や 減 免	所得税・住民税の控除、障がい者が受けられる 特例 ★	●	△			22
	自動車税種別割及び自動車税環境性能割の減免	●				23-24
	市有施設使用料の免除	●	●			24
	その他の施設使用料の免除	●	●			24
	市営駐車場・駐輪場料金の免除	●	●			24-25
	NHK放送受信料の免除	△	△	有		25
	「ミライロID」による減免	●	●			25
	福祉定期預金制度	□	□			25
年 金 手 当	障がい年金	□	□		20歳以上	26
	特別障がい者手当 ★	□	□	有	20歳以上	27
	障がい児福祉手当 ★	□	□	有	20歳未満	27
	特別児童扶養手当 ★	□	□	有	20歳未満	28
	山形市重度心身障がい者福祉手当	□	□			28
	山形市重度心身障がい児福祉手当	□	□			29
	児童扶養手当 ★	□	□	有	20歳未満	29
	山形市健やか教育手当 ★	□	□	有	中学生以下	30
	心身障がい者扶養共済	□	□		65歳未満	30
	山形市重度障がい者介護者激励金	△				31
	傷病手当金	□	□			31
	生活保護	□	□			31
	産科医療補償制度	□	□			32
	自立支援給付費制度 ★	□	□			33
地域生活支援事業 ★	□	□			39	
児童に係る通所・入所給付制度 ★	□	□			41	

はじめに

このしおりは、山形市にお住まいの知的障がい者の方や家族の方が利用できる各種制度の概要や相談等の窓口を紹介し、日常生活の手引きとして活用していただくため作成しました。
なお、本文中、法律等に基づく用語についても「障がい」と表記しています。

目次

	ページ	担 当	電話（内線番号）
1 相談等の窓口			
(1)行政等相談窓口	1～2	各種相談窓口	
(2)知的障がい者相談員	3	各相談員	
2 療育手帳			
(1)療育手帳	4	障がい福祉課 第二係	580・621
(2)山形市における療育手帳所持者数	5		
(参考)療育手帳新規申請について	5		
3 医療			
(1)重度心身障がい(児)者医療給付制度	6	障がい福祉課 給付係	542・550
(2)親子健やか医療給付制度	6	こども家庭支援課 医療係	559・577
(3)後期高齢者医療制度	7	国民健康保険課 高齢者医療係	353・359
(4)高額療養費【山形市国民健康保険の場合】	7	国民健康保険課 国保医療係	357・358
4 日常生活			
(1)障がい児・者日常生活用具の給付	8	障がい福祉課 給付係	549・550
(2)紙おむつの給付	8	障がい福祉課 給付係	542・550
(3)市営・県営住宅の優遇措置	9	山形市市営住宅管理センター 山形県すまい情報センター	673-0300 647-0781
(4)生活福祉資金の貸付	9	山形市社会福祉協議会	674-0680
(5)山形市避難行動支援制度	10	防災対策課 地域防災係	380
(6)雪かき支援の相談	11	障がい福祉課 給付係	542・549
(7)ごみ出し支援事業	11	ごみ減量推進課 分別収集係	694・695
(8)ごみ袋支給事業	12	ごみ減量推進課 循環型社会計画	689
(9)ヘルプマーク・ヘルプカード	13	障がい福祉課 管理係	397・625
(10)介護マーク	13	長寿支援課 長寿福祉係	566・569

	ページ	担 当	電話（内線番号）
5 社会参加			
(1) タクシー運賃・自家用自動車給油料金の助成	14	障がい福祉課 給付係	542・549・550
(2) 交通料金の割引	15～16		
(ア) バス運賃の割引等	15	各バス会社	
(イ) タクシー運賃の割引	15	各タクシー会社	
(ウ) 国内航空運賃の割引	15	各航空会社	
(エ) J R等鉄道運賃の割引	16	各鉄道会社	
(オ) 有料道路通行料金の割引	16	各高速道路会社・障がい福祉課	874
(3) 身体障がい者等用駐車施設利用証	17～18	山形県庁 地域福祉推進課 村山保健所 地域健康福祉課	630-2268 627-1143
(4) 駐車禁止除外指定車標章	18	山形警察署	627-0110
(5) ふれあいバスの運行	18	生活福祉課 地域福祉係	768
(6) 福祉有償運送	19	長寿福祉課 地域包括支援係	565
(7) 携帯電話基本使用料等の割引	19	各電話会社	
(8) NTT電話番号案内サービス（ふれあい案内）	19	NTT東日本ふれあい案内	0120-104174
(9) 青い鳥郵便葉書の配付	20	日本郵便(株)山形中央郵便局	0570-943-561
		日本郵便(株)山形南郵便局	0570-075-497
(10) 福祉サービス利用援助事業	20	山形市社会福祉協議会	674-0680
(11) 成年後見制度	20	山形市成年後見センター (山形市社会福祉協議会内)	674-0680
(12) 特別支援学校等通学支援事業	21	障がい福祉課 第一係	590・873
6 税の控除や各種利用料等の減免（優遇）			
(1) 所得税・住民税の控除	22	市民税課 山形税務署	304～307 622-1611
(2) 障がい者が受けられる特例	22	山形税務署	622-1611
(3) 自動車税種別割及び自動車税環境性能割の減免	23～24		
軽自動車税（種別割）の減免	23～24	市民税課	311
自動車税種別割の減免	23～24	村山総合支庁 課税課	621-8256
自動車税環境性能割の減免	23～24	村山総合支庁 課税課（漆山分室）	686-5990
(4) 市有施設使用料の免除	24		
(5) その他の施設使用料の免除	24		
(6) 市営駐車場・駐輪場料金の免除	24～25	一般財団法人山形市都市振興公社	631-0831
(7) 日本放送協会（NHK）放送受信料の免除	25	障がい福祉課 管理係	874
(8) 「ミライロID」による減免	25		
(9) 福祉定期預金制度	25	各金融機関	
7 年金・手当			
(1) 障がい基礎年金【国民年金の場合】	26	市民課 国民年金係 日本年金機構山形年金事務所	402・403 645-5111
(2) 特別障がい者手当	27	障がい福祉課 給付係	542・550
(3) 障がい児福祉手当	27	障がい福祉課 給付係	542・550
(4) 特別児童扶養手当	28	障がい福祉課 第一係	589・873
(5) 山形市重度心身障がい者福祉手当	28	障がい福祉課 給付係	542・550
(6) 山形市重度心身障がい児福祉手当	29	障がい福祉課 給付係	542・550
(7) 児童扶養手当	29	こども家庭支援課 手当係	558・575
(8) 山形市健やか教育手当	30	こども家庭支援課 手当係	558・575
(9) 心身障がい者扶養共済	30	障がい福祉課 給付係	549・550
(10) 山形市重度障がい者介護者激励金	31	障がい福祉課 給付係	549・550
(11) 傷病手当金	31	各医療保険者（医療保険者名は被保険者証に記載）	
(12) 生活保護	31	生活福祉課 保護係	592・593・594
(13) 産科医療補償制度	32	産科医療補償制度専用コールセンター	0120-330-637

	ページ	担 当	電話（内線番号）
8 自立支援給付制度			
(1)自立支援給付制度とは	33		
(2)自立支援給付制度の体系	33～34	障がい福祉課	
(3)計画相談支援	34～35	障がい福祉第一係 (身体障がい者 ・障がい児)	589・590
(4)支給決定までの流れ	35～36		
(5)利用者負担の仕組み	37～38	障がい福祉第二係 (知的障がい者 ・精神障がい者)	580・621
(6)留意事項	38		
9 地域生活支援事業			
(1)地域生活支援事業とは	39		
(2)地域生活支援事業の内容	39～40	障がい福祉第一係 障がい福祉第二係	589・590 580・621
10 児童に係る通所・入所給付制度			
(1)児童に係る通所・入所給付制度とは	41		
(2)給付の対象となる障がい児とは	41		
(3)児童に係る通所・入所給付制度の体系	41		
(4)サービス利用までの流れ(障がい児通所給付)	42	障がい福祉第一係	589・590
(5)利用者負担の仕組み	43		
(6)留意事項	43		

11 その他

(1)障害者職業能力開発校等	44
(2)障がい者福祉団体等	44
(3)保養所	44

12 参考資料

(1)個人番号(マイナンバー)確認書類について	45
(2)特別障がい者手当の対象基準	46～47
(3)障がい児福祉手当の対象基準	47
(4)特別児童扶養手当の対象基準	48～49
(5)特別障がい者手当、障がい児福祉手当、 特別児童扶養手当の所得制限の限度額表	50
(6)市有施設使用料等減免施設一覧	51～55
(7)自立支援給付に係るサービス事業所一覧	56～61
(8)障がい児通所給付費に係るサービス事業所一覧	62～63
(9)相談支援事業所一覧	64
(10)地域生活支援事業登録・指定事業所一覧	65～66

1 相談等の窓口

(1) 行政等相談窓口

相談窓口	連絡先	相談内容等	
山形市福祉事務所	山形市旅籠町2-3-25 TEL:641-1212(代表) FAX:632-7091(障がい福祉課)	各種相談、援護、各種制度の申請等の窓口になっています。 ※市内6か所の委託相談支援事業所にも障がいに関する相談業務を委託しています(次頁参照)。	
	相談内容	担当課	窓口番号
	障がい者福祉制度	障がい福祉課	市役所2階 28
	高齢者福祉制度	長寿支援課	市役所2階 27
	介護保険制度	介護保険課	市役所2階 26
	児童福祉制度	こども未来課	市役所1階 11
		保育育成課	市役所1階 11
		こども家庭支援課	市役所2階 10
		障がい福祉課	市役所2階 28
生活保護	生活福祉課	市役所2階 25	
山形県知的障がい者更生相談所	山形市十日町1-6-6 山形県保健福祉センター内 TEL:627-1100(代表) FAX:627-1114	知的障がい者の専門相談、障がいの判定、援護のための専門的な判定、巡回相談等を行っています。	
山形県中央児童相談所		児童(18歳未満)のさまざまな問題の相談や専門的な判定、療育手帳の判定、必要な指導等を行っています。	
山形県村山保健所		精神障がい者、ひきこもり等の相談、指導及び乳幼児等の健康相談、家庭訪問等を通じて障がい児の早期発見等を行っています。特定疾患医療等の窓口です。	
山形市保健所	山形市城南町1-1-1 (霞城セントラル 4階) 精神保健・感染対策室 精神保健係 TEL:616-7275 FAX:616-7276	心の健康相談、精神保健全般に関する相談、ひきこもり相談を行っています。精神科医師による面接相談(月1回)、ひきこもり相談(月1回)は、予約制で行っています。また医療継続・受診等に関する相談や訪問指導、自殺対策に関する業務等を行います。	
山形県発達障がい者支援センター	上山市河崎3-7-1 山形県立こども医療療育センター内 TEL:673-3314 FAX:673-3360	発達障がい(広汎性発達障がい、注意欠陥/多動性障がい、学習障がい)についての相談を行っています。	
山形県難病相談支援センター	山形市小白川町2-3-30 TEL・FAX:631-6061	難病に関する相談、情報提供、学習会地域交流支援を行い、安定した療養生活の支援を行っています。	
山形公共職業安定所 (ハローワークやまがた)	山形市桜町2-6-13 TEL:684-1521 FAX:684-2448	障がい者の職業相談・職業紹介の専門窓口を設置しています。また、雇用保険の給付や職業訓練のあっせん等も行っています。	
山形障害者職業センター	山形市小白川町2-3-68 TEL:624-2102 FAX:624-2179	ハローワークとの密接な連携の下、就職に向けた相談や職業評価、職場定着・復職のための相談などを行っています。	

相談窓口	連絡先	相談内容等	
村山障害者就業・生活支援センター(ワークライフサポート ふうれ)	山形市桜田南 1-19 TEL:615-8152 FAX:665-1415	障がい者の就業及びそれに伴う生活に関する助言、就職活動支援、職業準備性に係る支援、職場実習の調整等、雇用・福祉・教育等の関係機関と連携をとり、本人と家族への支援を行っています。	
日本年金機構山形年金事務所	山形市あかねヶ丘1-10-1 TEL:645-5111 FAX:647-5501	国民年金・厚生年金等の相談、申請等の窓口となっています。	
山形労働基準監督署	山形市緑町1-5-48 TEL:624-6211 FAX:624-8220	仕事や通勤が原因で負傷した方に対して、治療費の補償(※1)、休業補償(※2)、後遺症の補償、現場復帰の援助等を行っています。(※1、※2 は治ゆ(症状固定)前のものが対象)	
山形市社会福祉協議会	山形市城西町2-2-22 TEL:645-9230 FAX:645-9236	相談、情報提供、ボランティア育成等の地域福祉活動の推進、生活福祉資金の貸付等の窓口となっています。	
民生委員・児童委員	担当地域の委員は、生活福祉課へおたずねください。	さまざまな福祉の相談、支援を行い、関係機関と協力し地域福祉の増進を図っています。	
山形市委託相談支援事業所(相談支援センター)	山形コロニー相談支援センター	山形市桜田南1-19 TEL:641-2626 FAX:666-8853	山形市から委託を受けた、障がいに関する相談窓口です。障がいに関する様々な相談に対し、専門的職員が必要な情報を提供するとともに、 ・行政や事業所などの機関との連絡調整 ・福祉サービス利用申請手続きの受付 ・福祉タクシー券の交付 ・障がい者の人権擁護(虐待・差別等)に関する相談受付等を行います。 障がいの種別を問わず、各種相談は無料で利用できますので、お気軽にご利用ください。
	向陽園地域生活支援センター心音	山形市江俣一丁目9-26 TEL:679-3244 FAX:679-3744	
	地域活動支援センターおーる	山形市城南町2-4-25 TEL:647-4266 FAX:647-4268	
	山形市社会福祉協議会障がい者相談支援センター	山形市城西町2-2-22 TEL:646-5660 FAX:645-9073	
	相談支援事業所まんさく	山形市蔵王半郷1366-2 TEL:688-3531 FAX:688-3532	
	ゆあーず	山形市宮町1-3-36 TEL:666-8381 FAX:666-8385	
山形市成年後見センター	山形市城西町2-2-22 TEL:674-0680 FAX:645-8085	認知症や精神等の障がいにより、判断能力が十分でない方の権利を守るため、成年後見制度などに関する相談を行っています。	
障がい者110番(障がい者なんでも相談室)	山形市大字大森385 山形県身体障害者福祉会館内 TEL・FAX:687-5333	障がいのある方や、そのご家族または関係者の方からの日常生活での心配ごとや悩み相談を行っています。 月～金 8:30～17:00(年末年始・祝日を除く。)	
山形県福祉サービス運営適正化委員会	山形市小白川町2-3-31 TEL:626-1755 FAX:626-1770	福祉サービス利用のことで、事業者に直接話をしたくないときや事業者との話し合いでは解決できなかったときの相談を行っています。	

(2) 知的障がい者相談員

山形市内には、身体障がい者相談員と知的障がい者相談員が配置されています。相談員の方はご自身が障がい者手帳を所持していたり、ご家族が障がい者手帳を所持している方など、当事者目線での身近な相談に応じています。相談員の方の連絡先などは障がい福祉課にお問い合わせ下さい。

2 療育手帳

(1) 療育手帳

窓口	障がい福祉課 第二係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	580・621		

療育手帳制度は、手帳を提示することにより、知的障がい(児)者が各種の援助措置を受けやすくすることを目的にしたものです。

【対象者】 児童相談所または知的障がい者更生相談所(以下、相談所。)で知的障がい(児)者であると判定された方に療育手帳が交付されます。

【障がい程度】 障がいの等級は、A(重度障がい)とB(中軽度障がい)に分かれており、その判定は、18歳未満の児童は児童相談所、18歳以上の方は知的障がい者更生相談所で行われます。

【各種申請】

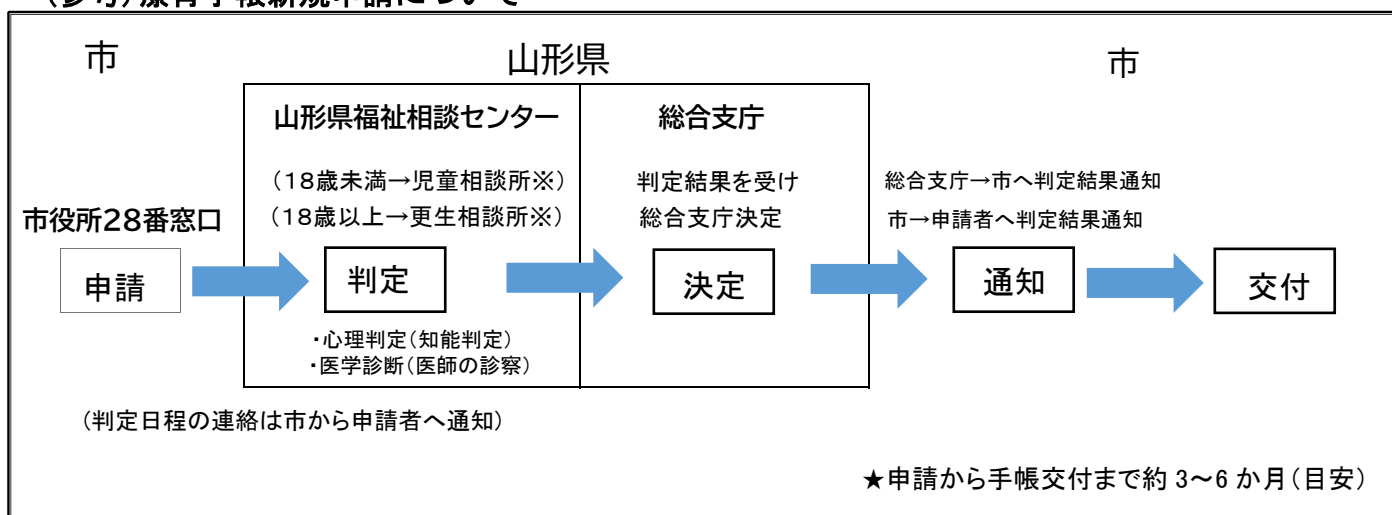
申請種別	説明	持ち物
交付 (新規)	市役所障がい福祉課窓口へ申請し、その後、相談所で判定を受けていただきます。相談所の判定に基づき山形県より療育手帳が交付されます。 詳しくは次ページの図を参照	・マイナンバー確認書類 ・母子手帳 ・顔写真(縦4cm×横3cm) ・知能検査又は発達検査の結果票(過去に受けている場合)
程度確認 (再判定)	療育手帳交付後、障がい程度を確認するため、再判定を受けていただく場合があります。判定時期は療育手帳に「次の判定年月」として記載されています。判定の時期が近づきましたら、山形市より案内を送付します。忘れずに手続きを行ってください。	・療育手帳 ・母子手帳
記載事項変更 (氏名変更・転居・転入等)	療育手帳交付後に本人及び保護者の氏名変更または住所変更等が生じた場合は、障がい福祉課で手続きを行ってください。	・療育手帳 ※県外からの転入の場合 ・マイナンバー確認書類 ・顔写真(縦4cm×横3cm)
転出	療育手帳交付後に県外へ転出された場合は、転出先の市区町村窓口で新たに手帳交付の手続きを行ってください。	療育手帳 転出先の市区町村窓口にお問い合わせください。
再交付 (紛失・破損等)	療育手帳が紛失または破損した場合は、再交付の申請ができます。障がい福祉課で手続きを行ってください。	・マイナンバー確認書類 ・療育手帳(破損の場合のみ) ・顔写真(縦4cm×横3cm)
返還 (死亡等)	療育手帳の交付を受けた方が死亡した場合や療育手帳を必要としなくなった場合は、療育手帳を返還する必要があります。障がい福祉課で手続きを行ってください。	療育手帳

※顔写真については縦4cm×横3cmで、脱帽して上半身を写したもの(宗教上または医療上の理由により、顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で覆うことを妨げない)であり、写真用紙に印刷されているもの。

(2) 山形市における療育手帳所持者数（令和5年3月31日現在）

	18歳未満	18歳以上	合計人数
障がい程度A(重度)	98	488	586
障がい程度B(中軽度)	277	946	1,223
合計人数	375	1,434	1,809

(参考) 療育手帳新規申請について



※児童相談所と更生相談所は山形県福祉相談センターの機関

障がい福祉課窓口での申請時、母子手帳を参照しながら成育歴等の聞き取り(30分~1時間)を行います。

申請の際は、事前に電話でご連絡をお願いします。

【連絡先】 障がい福祉課
障がい福祉第二係
641-1212(内線580・621)



3 医療

(1) 重度心身障がい(児)者医療

心身に著しい障がいがある方の医療費(保険診療分)の自己負担額を軽減する制度です。

【対象者の要件】

1 障がいの要件(次のいずれかの障がいがある方)

- ・ 身体障がい者手帳1、2級
- ・ 療育手帳A
- ・ 精神障がい者保健福祉手帳1級
- ・ 特別児童扶養手当1級
- ・ 公的年金各法の障がい年金1級
- ・ 身体障がい者手帳3級かつ療育手帳B

2 所得要件

受給対象者の市民税所得割額が23万5千円未満の方

※市民税所得割額及び所得税額は18歳以下の扶養親族がいる場合、扶養控除の加算分を反映して算定します。所得による判定等については、担当窓口へお問い合わせください。

【申請に必要なもの】

障がい者手帳等の対象者であることを証明できるもののほか、健康保険証、印鑑、マイナンバー確認書類、身元を確認できるものが必要です。

【一部負担】

受給対象者及び受給対象者の扶養義務者(健康保険の被保険者、又は税金上の扶養義務者)の所得税が課税されている方がいる場合は一部負担があります。

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542・550		

(2) 親子健やか医療給付制度

ひとり親家庭等の親子の医療費(保険診療分)の自己負担額を無料にする制度です。

【対象者】

次の要件を満たすひとり親家庭等の構成員の方

- ・ ひとり親等が18歳以下の児童を扶養していること(税申告・健康保険)
- ・ ひとり親家庭等の親又は養育者の前年中(1月～6月申請の場合は前々年)の所得税が非課税であること
- ・ ひとり親家庭等の親又は養育者に就労等による収入があり、その収入により生計を維持していること

※所得税が課税の方でも、18歳以下の扶養親族がいるときは扶養控除の加算分を反映して所得税の判定をしますので対象となる場合があります。

※就労されていない方でも、次のいずれかに該当するときは対象となる場合があります。

- ・ 求職活動又は就労に向けた活動を行っている
- ・ 職業能力の開発・向上のために職業訓練校等、専修学校等に在籍している
- ・ 傷病により長時間(おおむね1か月以上)の在宅での安静又は入院が必要
- ・ 親族の介護を行う必要がある

窓口	こども家庭支援課 医療係		
TEL	641-1212	FAX	624-8901
内線	559・576		

(3) 後期高齢者医療制度

窓口	国民健康保険課 高齢者医療係		
TEL	641-1212	FAX	624-8396
内線	353 ・ 359		

65歳以上で75歳未満の下記の対象者は、後期高齢者医療制度への加入を選択することができます。加入すると現在加入している健康保険に比べ、保険料の負担や医療費の負担が軽減される場合がありますので、国民健康保険9番窓口でご相談ください。

【対象者】 次のいずれかに該当する方

- ① 身体障がい者手帳1級～3級の所持者
- ② 療育手帳A判定の所持者
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳1級～2級の所持者
- ④ 障がい基礎年金1級～2級の受給者
- ⑤ 身体障がい者手帳4級で、次のいずれかに該当する方
 - (ア) 音声又は言語機能の著しい障がい
 - (イ) 両下肢のすべての指を欠くもの
 - (ウ) 一下肢を下腿の1/2以上で欠くもの
 - (エ) 一下肢の機能の著しい障がい

【申請】

上記の対象者であることが証明できる国民年金等証書または障がい者手帳等、および現在加入している健康保険の被保険者証、印鑑、マイナンバー確認書類

(4) 高額療養費

山形市国民健康保険の場合

窓口	国民健康保険課 国保医療係		
TEL	641-1212	FAX	624-8396
内線	357 ・ 358		

同じ月内にかかった医療費が高額になったとき、現在加入している健康保険に申請することにより、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。山形市国民健康保険の加入者が該当した場合、医療機関にかかった月の約2か月後に世帯主あてに申請書を郵送します。

【申請】

郵送された申請書、申請書に記載されている医療機関からの領収書、診療を受けた方の保険証、世帯主の認印、世帯主名義の通帳、**世帯主のマイナンバー確認書類**

4 日常生活

(1) 障がい児・者日常生活用具の給付

在宅の重度心身障がい児・者に、日常生活を営むうえで必要な用具を給付します。

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	549・550		

【種類・対象】 **※必ず購入前に申請を行ってください。**

種目	性能等	対象	基準額
特殊マット	褥瘡(じょくそう)を防止し、または失禁等による汚染若しくは損耗を防止することが出来る機能を有するもの	3歳以上で療育手帳A判定所持者	19,600円
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	療育手帳A判定を所持し、てんかんの発作等により頻繁に転倒する方	12,160円
火災警報器	室内の火災を熱や炎の接触などで感知し、警報ブザーや消火液を噴射する	療育手帳A判定所持者	15,500円
自動消火器		(火災発生感知及び避難が困難な障がい者等のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属するものに限る)	28,700円

※ 介護保険の適用を受けることのできる方は、介護保険制度が優先されます。

※ 重度の身体障がい者手帳所持者にはその他の給付用具があります。

※ 難病患者の方も申請できます。給付品目や必要書類についてはお問い合わせください。

【費用】 原則1割負担(所得に応じて負担上限あり)。

ただし、市町村民税所得割額が46万円以上の世帯は対象外となります。

【申請】 申請書、**マイナンバー確認書類**、世帯の課税状況を確認できる書類(転入者のみ)、用具のカタログ、療育手帳、医師意見書(特殊マット以外の種目の申請の場合)が必要です。

※対象者が非課税世帯で、障がい年金・遺族年金・障がい者手当等を受給している場合、その受給額(前年分)がわかる書類(振込通知書や通帳等)が必要となります。

(2) 紙おむつの支給

65歳未満の場合

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542・550		

65歳以上の場合

窓口	長寿支援課 長寿福祉係		
TEL	641-1212	FAX	624-8398
内線	566・569		

常時失禁状態にある重度の心身障がい児・者に紙おむつを支給します。

【対象者】 個別等級1級～2級の肢体不自由児・者(上肢、下肢、移動、体幹機能障がい)又は療育手帳A判定の重度の障がい児・者の方で、常時失禁状態にある方。

ただし、介護している方の属する世帯の世帯員全員の住民税額(市・県民税)が年額14万円未満の場合(対象者が入院している場合は、介護している方の属する世帯の世帯員全員の住民税が非課税の場合)に限られます。施設入所者、生活保護受給者は対象となりません。

※紙おむつの使用者が65歳以上の場合、要介護4～5の認定を受けている、もしくはこれに相当する心身状態の方を介護している方が対象になりますが、詳細は長寿支援課へお問い合わせください。

【申請】 所定の申請書(申請書には、医師又は民生委員等の証明が必要となります。)、身体障がい者手帳又は療育手帳 が必要です。

【支給上限】 月額 7,000 円を助成の上限とし、紙おむつを現物で支給・配達します。

(3) 市営・県営住宅の優遇措置

市営住宅の場合

窓口	山形市市営住宅管理センター
TEL	673-0300
FAX	673-0301

県営住宅の場合

窓口	山形県すまい情報センター
TEL	647-0781
FAX	646-7099

市営・県営住宅の入所の申込みについて、一定の要件を満たす障がい者世帯に対するの優遇措置があります。詳しくは、市・県の各窓口へお問い合わせください。

(4) 生活福祉資金の貸付

他の貸付制度が利用できない低所得者世帯や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定を目指し、生活福祉資金の貸付相談を行っています。
※貸付制度のため返済の見込みがたたない世帯は対象外です。

窓口	山形市社会福祉協議会
TEL	676-7223
FAX	645-9073

【対象者】 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方の属する世帯。資金の種類や世帯の所得状況及び審査結果によっては該当しない場合があります。

【利率】 年 1.5% (但し、連帯保証人を立てた場合は無利子)

【内容】

資金の種類		主な資金の用途	貸付限度額	償還期間
福祉資金	福祉費	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	※貸付金は技能を習得する期間により異なります。	8年以内
		障がい者用自動車の購入に必要な経費	250 万円	8年以内
		福祉用具等の購入に必要な経費	170 万円	
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250 万円	7年以内
		生業を営むのに必要な経費	460 万円	20 年以内

※その他、療養及び就学資金として必要な経費の貸付けもあります。

※民生委員、児童委員の関わりが必要になります。

(5) 山形市避難行動支援制度

窓口	防災対策課 地域防災係		
TEL	641-1212	FAX	624-8847
内線	380		

災害時に、一人暮らしの高齢者や障がいのある方が地域の中で避難支援が受けられるように、平常時から要支援者本人、地域の皆さまと山形市が協働しながら体制づくりを進める制度です。詳しくは、上記窓口もしくは、福祉各課の窓口までご連絡ください。

【対象者】

- ①75歳以上の単身高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯
- ②重度身体障がい者 身体障がい者手帳1級及び2級所持者
- ③重度知的障がい者 療育手帳 A 所持者
- ④重度精神障がい者 精神障がい者保健福祉手帳1級所持者
- ⑤特別児童扶養手当1級に相当する児童
- ⑥介護保険法における要介護度3以上の認定者
- ⑦上記以外で避難支援を希望する者

【主な内容】

平常時

- ①山形市は、上記の要支援者(施設入所者等を除く)の名簿を作成します。
- ②地域の避難支援等関係者への情報提供に同意した方の名簿については、地域の避難支援等関係者に提供します。
- ③要支援者は、地域の避難支援等関係者と相談しながら、災害時の避難先や支援者についての個別計画を作成し、市へ登録することができます。
- ④市へ登録した個別計画は、避難支援者、地域の避難支援等関係者へ情報提供されます。

災害時

- ・山形市から地域の避難支援等関係者へ、要支援者本人の同意の有無によらず名簿情報を提供し、安否確認等に活用されます。



(6) 雪かき支援の相談

65歳未満の場合

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542 ・ 549		

65歳以上の場合

窓口	各地区の地域包括支援センター 長寿支援課 長寿福祉係		
TEL	641-1212	FAX	624-8398
内線	566 ・ 569		

居住している住宅(アパート、集合住宅等を除く。)の玄関から生活道路までの雪かきについてお困りの方で、次の全ての要件に該当する方は窓口へご相談ください。

- 【対象者】
- ・65歳未満の障がい者(身体障がい者手帳1級～3級、療育手帳A判定、精神障がい者保健福祉手帳1級いずれかを所持)のみで構成されている世帯の方
 - ・65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯の方
 - ・自力で雪かきをすることができない方
 - ・市内に親族がいない方
 - ・近所等、地域の支援が得られない方

(7) ごみ出し支援事業

窓口	ごみ減量推進課 分別収集係
TEL	641-1212
内線	694 ・ 695

自らごみを集積所へ排出することが困難な方で、親族等の協力を得られず、世帯全員が①か②の要件に当てはまれば支援を受けることができます。

詳しい内容、申請方法については、担当課へお問い合わせください。

【対象者要件】

- ①高齢者^(※1) (アのいずれかの認定等を受け、かつイのいずれかのサービスを利用している方)

ア 受けている認定等	イ 利用している介護保険サービス
<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定 ・要支援認定 ・総合事業^(※2) 事業対象者 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問型サービス(従前相当) ・共生型訪問型サービス ・訪問型サービスA

※1 第2号被保険者の方を含む

※2 山形市介護予防・日常生活支援総合事業

- ②障がい者(アのいずれかの手帳を所持し、かつイのいずれかのサービスを利用している方)

ア 所持している手帳	イ 利用している障がい福祉サービス
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳 ・療育手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護

(8) ごみ袋支給事業

窓口	ごみ減量推進課 循環型社会計画係
TEL	641-1212
内線	689

家庭系ごみの有料化による負担を軽減するため、下記の該当世帯にごみ袋を支給しています。
詳しい内容や要件、申請方法については、担当課へお問い合わせください。

【対象世帯要件】

(1) 所得要件(世帯員全員の令和5年度市県民税が非課税で、かつ所得がない世帯)を満たし、次の①～③のいずれかに該当する世帯

※ただし、給与収入、年金収入がある方は、所得の金額が一定の基準を下回る際は、該当する場合があります。

① 高齢者世帯(令和5年7月1日現在で世帯員全員が65歳以上の世帯)

② 障がい者世帯

- ・1級・2級の身体障がい者手帳を所持している方がいる世帯
- ・A判定の療育手帳を所持している方がいる世帯
- ・1級の精神障がい者保健福祉手帳を所持している方がいる世帯

③ 一人親等世帯

- ・配偶者と死別または離別等により、妻又は夫が18歳以下の児童(障がい児は20歳未満)を扶養している世帯
- ・両親がいない状態の18歳以下(障がい児は20歳未満)を扶養している世帯

(2) 生活保護世帯

(3) 中国残留邦人世帯(生活支援給付受給世帯)

※社会福祉施設等への入所や病院等へ長期入院している方は支給対象外となります。

※7月2日以降に上記(1)①以外の要件で対象となった世帯は、随時申請を受け付けます。

(9) ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマークの場合

窓口	山形県障がい福祉課		
TEL	630-3303	FAX	630-2111

ヘルプカードの場合

窓口	障がい福祉課 管理係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	397・625		

ヘルプマーク・ヘルプカードは、障がいのある方が、配慮や手助けをお願いしたいことなどを記入し、普段の生活や緊急時、災害時などに周囲の人に提示することで、手助けを求めやすくするものです。

ヘルプマーク・ヘルプカードの提示を受けた方は、できる範囲での手助けや思いやりのある行動をお願いします。

【配布対象者】

身体、知的、精神に障がいのある方、難病患者などの方で希望する方

※障がい者手帳等の有無は問いません。

※障がい者手帳等をお持ちの方が、必ず持つ必要があるということではありません。

【ヘルプマークの主な配布場所】

・山形市障がい福祉課 ・山形県障がい福祉課 ・村山総合支庁地域健康福祉課(村山保健所)

【ヘルプカードの主な配布場所】

・山形市障がい福祉課及び市民相談課の窓口
・山形市委託相談支援事業所(※P2参照)

ヘルプマーク→



↑ヘルプカード

(10) 介護マーク

介護マークは、介護中であることを周囲に理解していただくことを目的としたものです。高齢者や障がいのある方を介護、支援している方、けがや病気などで介護、支援が必要な方もご活用いただくことが可能です。ご利用にあたり申請が必要となります。介護マークを見かけた方は、温かく見守りをお願いします。



窓口	長寿支援課 長寿福祉係		
TEL	641-1212	FAX	624-8398
内線	566 ・ 569		

5 社会参加

(1) タクシー運賃・自家用自動車給油料金の助成

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542・549・550		

重度の障がい者の社会参加を図るため、タクシーを利用した場合にその運賃の一部を、自家用自動車にガソリン又は軽油を給油した場合にその給油料金の一部を助成します。

【内 容】

種類	対象者	交付枚数	助成額
普通タクシー券	次のいずれかに該当する方 ①療育手帳A判定の所持者 ②精神障がい者保健福祉手帳1級～3級の所持者 ③身体障がい者手帳1級～3級の所持者	24枚/年	運賃に対し 500円/枚
福祉給油券	①療育手帳A判定の所持者 ②精神障がい者保健福祉手帳1級～3級の所持者 ③身体障がい者手帳1級～3級の所持者	12枚/年	給油料金に対し 500円/枚

【申 請】 所定の申請書、障がい者手帳

※普通タクシー券または福祉給油券、高齢者移送サービスのいずれかひとつの申請になります。

【利用方法】 普通タクシー券・・・乗車時に障がい者手帳を運転手に提示し、降車時に手帳番号、名前を記入した普通タクシー券を運転手にお渡しください。

福祉給油券・・・給油時に給油所の係員に障がい者手帳を提示し、手帳番号、名前を記入した福祉給油券をお渡しください。

※1: 山形市が指定するタクシー会社又はガソリンスタンドのみ利用できます。

※2: 車椅子をご利用の方も利用できる場合があります。

※3: 各券は1回につき3枚まで利用できます。

※4: 券種は残枚数に応じて交換できます。

(2) 交通料金の割引

(ア) バス運賃の割引等

障がい者手帳の提示によりバス運賃が割引または免除されることがあります。

● 路線バス

【問合せ先】 各バス会社

(対象者や対象路線、割引率等の詳細は、各バス会社にお問い合わせください。)

● ベニちゃんバス 西くるりん&東くるりん

手帳の提示により運賃が半額免除されます。

【対象】 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者
(介助の同行者1名を含む)

【問合せ先】 山形市役所公共交通課 TEL:641-1212 内線 438・926

● ヤマコウチェリカ

山交バスの一般路線バスおよびベニちゃんバスで障がい者用ヤマコウチェリカをご利用
いただくと自動的にバス運賃が割引かれます。

(イ) タクシー運賃の割引

障がい者手帳の提示によりタクシー運賃の割引を受けることができます。

【対象】 身体障がい者手帳、療育手帳の所持者

【割引率】 10%割引

【問合せ先】 各タクシー会社

※この割引制度は義務付けられているものではなく、各事業所の判断で実施されています。実施の有無を事前に確認のうえ、ご利用ください。

(ウ) 国内航空運賃の割引

航空路線の国内線を利用する場合、障がい者手帳の提示により運賃の割引を受けることができます。

【対象】 12歳以上で、以下の手帳の交付を受けている方及びその介護者1名

- ・身体障がい者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障がい者保健福祉手帳

【問合せ先】 各航空会社

※割引運賃額、割引対象者、適用日等は各航空会社で異なります。ご利用前に必ず各航空会社に確認をお願いします。

(エ)JR等鉄道運賃の割引

【対象】 療育手帳を所持している方及び介護者

【内容】 切符の発売窓口で手帳の提示により、50%割引を受けることができます。

【割引率】 (JRの場合)

療育手帳の種別	乗車券等の種類	割引対象の区分	介護者付		単独
			本人	介護者	本人
療育手帳 A	普通乗車券	片道 100km 以内	○	○	—
		片道 100km を超える場合	○	○	○
	定期乗車券	本人が 12 歳以上	○	○	—
		本人が 12 歳未満	—	○	—
急行券 (特急券は除く)		○	○	—	
療育手帳 B	普通乗車券	片道 100km を超える場合	○	—	○
	定期乗車券	本人が 12 歳未満	—	○	—

※小児定期乗車券は割引されません。

【問合せ先】 各鉄道会社 (JR以外の公営及び民営の鉄道についてもほぼJRに準じて割引を行っています。利用の際、窓口でお問い合わせください)

(オ)有料道路通行料金の割引

窓口	障がい福祉課 管理係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	874		

市役所の窓口で登録申請が必要です。

有料道路の通行料金の 50%割引を受けることができます。

	必要書類等	対象者
障がい者手帳 提示による割引	①身体障がい者手帳又は療育手帳 ②運転者の運転免許証 ③車検証 ^(※1) (自動車を事前登録しない場合は不要)	【障がい者本人が運転する場合】 ・身体障がい者手帳の所持者 【家族等が運転し、障がい者本人が同乗する場合】 ・第1種の身体障がい者手帳の所持者 ・療育手帳A判定の所持者
ETC 利用による 割引(自動車の事前登録が必要)	①～③の他に ④障がい者本人名義の ETC カード ^(※2) ⑤ETC 車載器セットアップ証明書	

※1 自動車(営業用の自動車は除く。)の名義は障がい者本人、生計を一にしている方、常時介護している方のいずれかであることが必要です。

※2 本人が 18 歳未満の場合のみ親権者又は後見人名義でも可。

・R5.3.27から、事前登録されていない自動車(親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー(要介護者のみ)等)も、手帳提示で割引対象となりました。

・R5.3.27から、ETC 利用割引のオンライン申請が導入されました。

URL (<https://www.expressway-discount.jp>)

【問合せ先】 東日本高速道路株式会社等の有料道路ETC割引登録係 TEL:045-477-1233

FAX:045-474-1110

NEXCO東日本お客さまセンター ナビダイヤル TEL:0570-024-024

(PHS・IP はこちらから) TEL:03-5308-2424

(3) 身体障がい者等用駐車施設利用証

窓口	山形県健康福祉部地域福祉推進課		
TEL	630-2268	FAX	632-8176
住所	〒990-8570 山形市松波二丁目 8-1		

窓口	村山総合支庁地域健康福祉課 (村山保健所庁舎内)		
TEL	627-1143	FAX	622-0191
住所	〒990-0031 山形市十日町一丁目 6-6		

県内の公共施設や民間施設などの、「身体障がい者等用駐車施設」の案内表示が設置された車いす使用者用駐車施設へ駐車の際は、山形県発行の「身体障がい者等用駐車施設利用証」の表示が必要になります。なお、下記 41 府県 1 市で利用証の相互利用ができます。

* 制度導入府県(令和 4 年 7 月現在) 41 府県 1 市

エリア名	都道府県
北海道・東北	岩手県 秋田県 山形県 福島県 宮城県
関東	栃木県 茨城県 群馬県 千葉県 埼玉県 川口市
甲信越・北陸	新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県
東海	岐阜県 静岡県 三重県
近畿	京都府 兵庫県 滋賀県 大阪府 奈良県 和歌山県
中国・四国	島根県 鳥取県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州・沖縄	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

【対象者等】

	対象者	有効期間	提出書類
身体障がい者	別表(次頁)のとおり	交付要件に該当しなくなるまで	・交付申請書 ・身体障がい者手帳の写し(氏名、住所、障がい名及び等級が記載された箇所)
知的障がい者	療育手帳の障がい程度欄「A」	交付要件に該当しなくなるまで	・交付申請書 ・療育手帳の写し(氏名、住所、障がいの程度が記載された箇所)
高齢者	介護保険「要介護度1」以上	交付要件に該当しなくなるまで	・交付申請書 ・介護保険被保険者証の写し(氏名、住所、要介護状態区分が記載された箇所)
難病者	特定医療費(指定難病)受給者又は特定疾患医療受給者	交付要件に該当しなくなるまで	・交付申請書 ・特定医療費(指定難病)受給者証の写し又は特定疾患医療受給者証の写し(氏名、住所、受給者番号、疾病名が記載された箇所)
妊産婦	妊娠 7 か月から産後 1 年の方 (産後については、乳児を同伴している場合に限り使用ができるものとする)	妊娠 7 か月から産後 1 年まで	・交付申請書 ・母子手帳の写し(表紙、分娩予定日が記載された箇所)
けが又は病気の方	補装具等の使用を要する方	車いすや杖等の使用期間で最長 1 年(更新可)	・交付申請書 ・診断書の写し(任意様式) ・身分証明書(運転免許証等)の写し

※ 来庁による代理申請の場合は、代理の方の身分証明書(運転免許証等)が必要です。

※ 郵送による申請も可能です。

※ 交付手数料は無料です。

※ 身体障がいの対象者は下記のとおりです。

身体障がい区分		等級	
視覚障がい		1級～4級	
聴覚	聴覚障がい	該当なし	
	平衡機能障がい	1級～5級	
音声言語機能障がい		該当なし	
肢体不自由	上肢機能障がい	1級～2級	
	下肢機能障がい	1級～6級	
	体幹機能障がい	1級～5級	
	脳原	上肢機能障がい	1級～2級
		移動機能障がい	1級～6級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓の機能障がい		1級～4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級～4級	

(4) 駐車禁止除外指定車標章

問合せ窓口	TEL
山形警察署	627-0110
山形県警察本部交通規制課	626-0110

歩行が困難な方が使用する車を、近くに駐車場がない等でやむを得ず一時的に駐車禁止の場所に駐車しなければならない方に、山形県公安委員会が駐車禁止除外指定車標章を交付します。車両を特定しない、申請者本人に対する対人標章になります。

【申請】

①新規：山形警察署、山形市役所障がい福祉課

※障がい福祉課での申請は身体障がい者手帳所持者のみが対象となります。また、受付後、山形県身体障がい者交通安全友の会を経由して公安委員会へ提出するため日数がかかります。

②更新：山形警察署(交付受領まで2、3週間かかります。)、山形県身体障がい者交通安全友の会
(TEL：686-3690)

※後日標章の受け取りも同じ窓口になります。

必要書類：駐車禁止・時間制限駐車区間規制除外指定申請書(警察署窓口にて配付)、障がい者手帳、印鑑(本人が来庁し、署名した場合は省略可)

(5) ふれあいバスの運行

窓口	生活福祉課 地域福祉係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	768		

福祉団体等が研修、訓練、社会見学等の各種行事を行う場合や大会等に参加する際に、福祉バスを運行します。

ご利用の際は予約が必要です。担当課へお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

【対象】 営利を目的としない山形市内に拠点を置く団体等(1団体につき年間6回まで使用可能です。)

【費用】 利用料は無料ですが、通行料、駐車料は利用団体の負担になります。

(6) 福祉有償運送

窓口	長寿支援課 地域包括支援係		
TEL	641-1212	FAX	624-8398
内線	565		

NPO法人等が、身体障がい者や要介護者など移動が困難な登録会員に対して、営利とは認められない料金で行う個別輸送サービスです。対象者、料金等の内容は各法人で異なります。

【問合せ先】

(令和5年4月1日現在)

法人名(事業所名等)	事業所住所	TEL FAX	運送区域	備考
生活協同組合共立社 (山形本部)	山形市上柳 67-1	686-6284 686-6263	山形市、上山市、 天童市、山辺町	
(社福)愛泉会 (向陽園ホームヘルプステーション心音)	山形市大字長谷堂 4687	676-5875 676-5876	山形市、上山市、 天童市、中山町	車いす車 あり
(特非)ハート・ルート・ドライブ	山形市あかねヶ丘 2-11-16-205	090-8615- 8315	山形市、上山市、 天童市	車いす車 あり
(徳火)すみれ会	山形市あかねヶ丘 2-15-10	645-0580 (兼)	山形市	
(特非)かみのやま福祉運送サービス	上山市新町 1-9-29	679-4231 679-4232	山形市、上山市	車いす車 あり
(特非)マーガレット移動サービス	山形市中桜田 2-5-15	633-9680	山形市、上山市、 中山町、山辺町	
(特非)グローバル福祉サービス	山形市小白川町 2-3-31(3階)	674-9533 674-9536	山形市、上山市	車いす車 あり
(特非)虹のネットワーク	山形市八森 126-5	625-3488 625-3487	山形市、上山市、 天童市、山辺町	
(特非)すまーとえいど	上山市弁天 1-9-19	674-8848	山形市、上山市、 天童市、中山町、 山辺町	

(7) 携帯電話基本使用料等の割引

携帯電話各社で、障がい者の方への携帯電話の基本使用料等の割引サービスを実施しています。割引内容は各社で異なりますので各ショップ又は取扱店等にお問い合わせください。

【対象】 携帯電話の契約名義人で身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者等

【実施事業者】 各携帯電話会社

(8) NTT 電話番号案内サービス (ふれあい案内)

問合せ先	NTT東日本ふれあい案内
TEL	0120-104174
FAX	0120-104134

障がい者手帳をお持ちの方で電話帳の利用が困難な方には登録後、番号案内を無料で行っています。

【対象】 身体障がい者手帳(障がいの種類により要件が異なります)、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者等

(9) 青い鳥郵便葉書の配布

問合せ先	TEL
日本郵便(株)山形中央郵便局	0570-943-561
日本郵便(株)山形南郵便局	0570-075-497

重度の障がい者の方に対し、葉書20枚を無料で配付しています。

【対象】 身体障がい者手帳1～2級の所持者、療育手帳A判定の所持者

【申請】 お近くの郵便局(簡易郵便局は除く)へ身体障がい者手帳または療育手帳を提示し、所定の用紙にて申請してください。受付期間は4月1日から5月31日までです。

(10) 福祉サービス利用援助事業

問合せ先	TEL
山形市社会福祉協議会	674-0680

判断能力が十分でない又は判断能力に不安があり、福祉サービスや金銭管理などに不自由されている方のために支援計画を作成し、契約により生活支援員がサービスを提供します。

【対象】 判断能力が十分でない精神障がい者、知的障がい者、高齢者等

【内容】 ①福祉サービス利用援助・・・利用手続き、利用料金の支払い等の手伝い。
②日常的な金銭管理サービス・・・日常生活に必要な金銭の出し入れなど。
③書類等の預かりサービス・・・大切な証書・印鑑等を安全な場所で保管。

【利用料】 1回(1時間程度)当たり1,500円

(11) 成年後見制度

問合せ先	TEL
山形市成年後見センター (山形市社会福祉協議会内)	674-0680

法定後見制度と任意後見制度があります。

申立てや制度の利用については、問合せ先へご相談ください。

①法定後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が不十分な方が財産管理や契約等を行ううえで不利益を被ったりしないよう、保護したり支援したりする制度です。

後見・保佐・補助の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じていずれに該当するか判断します。後見・保佐・補助人に選ばれた方は、本人に代わり契約などの法律行為等を行うこととなります。

②任意後見制度

判断能力が十分なうちに、将来判断能力が不十分になったときに備え、公正証書で後見契約を結んでおく制度です。

(12) 山形市特別支援学校等通学支援事業

窓口	障がい福祉課 障がい福祉第一係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	590、873		

特別支援学校や山形市立の小学校又は中学校の肢体不自由児学級へ通学している児童・生徒に対して、タクシーや福祉有償運送を利用した、自宅等と在籍している学校間における登下校の通学支援を行います。

【対象者要件】 次の全てに該当する児童・生徒

- ①山形市に住所がある児童・生徒
- ②山形市に住所がある保護者がおり、保護者等の送迎によって自宅(肢体不自由学級在籍の児童・生徒については学区外にある自宅)から通学している児童・生徒
- ③車両による移動において、運転手以外の特別な介助が不要で、1人で乗車することができる児童・生徒

【利用申請】 次の書類を障がい福祉課へ提出してください。

- ①利用申請書
- ②在学証明書
- ③指定校変更決定通知書(写し) ※肢体不自由学級在籍の児童・生徒のみ

【利用者負担】 実際にかかった運賃の1割

【備考】 医療的ケアが必要な児童・生徒については障がい福祉課へご相談ください。上記対象者要件③を満たさない場合でも、利用できることがあります。

6 税の控除や各種利用料等の減免（優遇）

（1）所得税・住民税の控除

所得税に関して

問合せ先	山形税務署
TEL	622-1611 (自動音声にてご案内します。)

住民税に関して

窓口	山形市役所市民税課		
TEL	641-1212	FAX	624-8898
内線	304～307		

納税者本人や同一生計配偶者、扶養親族が障がい者である場合、障がいの程度により、一定の金額の所得控除(障がい者控除)を受けることができます。

※控除に該当するかどうかについては、その年(住民税は前年)の12月31日(死亡の場合は、その死亡の時)の現況により判定されます。

※詳しくは、担当部署へお問い合わせください。

（2）障がい者が受けられる特例

問合せ先	山形税務署
TEL	622-1611 (自動音声にてご案内します。)

障がいのある方は、上記(1)に記載の障がい者控除のほか、国税については、次の様々な特例を受けることができます。

①相続税の障がい者控除

相続人が障がい者であるときは、その障がい者が満 85 歳になるまでの年数(年数の計算に当たり、1年未満の期間があるときは切り上げて1年として計算します。)につき 10 万円(特別障がい者のときは 20 万円)が障がい者控除として、相続税額から差し引かれます。

②心身障がい者扶養共済制度に基づく給付金の非課税

地方公共団体が条例によって実施する心身障がい者扶養共済制度に基づいて支給される給付金(脱退一時金を除きます。)については、所得税はかかりません。

この給付金を受ける権利を相続や贈与によって取得したときも、相続税や贈与税はかかりません。

③特定障がい者に対する贈与税の非課税(特定障がい者扶養信託契約に基づく信託受益権)

特定障がい者(※)の方の生活費などに充てるために、「特定障がい者扶養信託契約」に基づいて特定障がい者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障がい者である特定障がい者の方については 6,000 万円まで、特別障がい者以外の特定障がい者の方については 3,000 万円まで贈与税がかかりません。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障がい者非課税信託申告書」を信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

※特定障がい者とは、特別障がい者及び障がい者のうち精神に障がいがある方をいいます。

④少額預金の利子所得等の非課税

身体障がい者手帳の交付を受けている方や障がい年金を受けている方などが受け取る一定の預貯金等の利子等については、非課税貯蓄申告書等を金融機関を経由して税務署長に提出するなど、一定の手続きを要件に非課税の適用を受けることができます。

※詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。

(3) 自動車税及び自動車税環境性能割の減免

	窓口	TEL	FAX
軽自動車税(種別割)	山形市役所市民税課	641-1212 (内線 311)	624-8898
自動車税種別割	村山総合支庁課税課	621-8256	621-8125
自動車税環境性能割 /軽自動車税環境性能割	村山総合支庁課税課(漆山分室)	686-5990	686-4345

療育手帳A判定所持者のために使用する自動車で、次のいずれかの要件に該当する場合、申請することで、自動車税及び自動車取得税の減免を受けることができます。なお、減免を受けることができる自動車は、軽自動車を含めて、障がいのある方1人につき1台です。また、自動車検査証に「事業用」と記載されている自動車、リース車は減免の対象となりません。

【要件】

- ① 療育手帳A判定所持者本人またはその障がい者の方と生計を同じくする方の名義で障がい者の通学・通院・通所等のために、月1回以上の頻度で障がい者の方と、継続的に生計を同じくする家族が運転する場合
- ② 18歳未満の療育手帳A判定所持者の障がい児と生計を同じくする方の名義で児童の通学・通院・通所等のために、月1回以上の頻度で障がい児と、継続的に生計を同じくする家族が運転する場合
- ③ 療育手帳A判定所持者本人の名義の自動車で、単身または全ての世帯員全員が障がい者であるため、その療育手帳A判定所持者本人の通学、通院・通所等のために、週3回以上の頻度で、常時介護する方が継続して日常的に運転する場合

※知的障がい者本人が運転する自動車は減免になりません。

【申請時期・申請窓口】 ※1 自動車税の減免額は、申請した月の翌月からの月割額となります

減免申請する自動車		自動車税種別割	自動車税環境性能割	申請時期	申請先	
既に所有している自動車(4月1日現在、障がい者の方本人名義で登録されている自動車)を減免申請するとき		○	—	【自動車税種別割】 納税通知書が届いてから、納期限まで。ただし、賦課期日の属する年の翌年2月末日まで受付可	村山総合支庁課税課	
				【軽自動車税(種別割)】 納税通知書が届いてから、納期限の日まで	山形市役所市民税課	
新車を取得して減免申請するとき		○	○	【自動車税環境性能割】 自動車の登録日	村山総合支庁課税課 漆山分室	
ナンバーの付いていない中古車を取得して減免申請するとき	自動車税環境性能割	課税される	○	○		【自動車税種別割】 自動車の登録日～賦課期日の属する年の翌年2月末日まで受付可
	課税されない	○	—			
ナンバーの付いている中古車を取得して減免申請するとき(家族名義を本人名義に変更する場合を含む)	自動車税環境性能割	課税される	翌年度分から減免	○		自動車の登録日
	課税されない	○	—		登録日の翌年度の納税通知書が届いてから納期限まで。 納期限後は月割減免となり、2月末まで受付可	

【申請に必要なもの】

- ①自動車税・自動車取得税減免申請書
- ②自動車税納税通知書(毎年5月に送付) ※定期賦課時のみ
- ③自動車税・自動車取得税申告書 ※新規登録・名義変更登録時のみ
- ④自動車検査証(車検証)の原本(自動車の登録時に減免申請する場合は不要です。)
- ⑤運転免許証(実際に運転する方のもの)の原本
- ⑥療育手帳
- ⑦申請者の印鑑(認め印も可)
- ⑧通院証明書、通学証明書、通所証明書等の使用目的を証する書類(要件として、家族運転は月1回以上、介護者運転は週3回以上の頻度で送迎) (家族運転の場合)
- ⑨住民票謄本(家族運転・介護者運転の場合)
(注)家族運転の場合は、同一住所に住んでいることを確認する必要がありますので、世帯分離している場合は、複数の住民票謄本が必要となります。 ※軽自動車は不要
- ⑩誓約書、自動車運転計画証明書(介護者運転の場合)
- ⑪マイナンバー確認書類 ※軽自動車のみ

(4) 市有施設使用料の免除

山形市にお住まいの障がい者の方が市有施設を利用する場合、個人使用料等が無料になります利用の際に障がい者手帳を提示してください。

【対象者】 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及び介助者1名

【対象施設】 1回あたりの個人の普通使用料が定額で設定されている施設

※対象施設一覧はP51～P55 をご参照ください。

(5) その他の施設使用料の免除

手帳の提示により、入館料等が免除されます。

【対象者】 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者

【対象施設】

施設	免除対象
鈴川ことぶき荘 ※対象は60歳以上	入浴料
山形県立博物館	入館料
教育資料館(旧山形師範学校本館)	入館料

(6) 市営駐車場・駐輪場料金の免除

問合せ先	一般財団法人山形市都市振興公社
TEL	631-0831

障がい者の方が乗車している車やバイク・自転車を下記の市営駐車場等に駐車・駐輪した場合、料金が免除されます。精算前に駐車場・駐輪場の係員にご連絡のうえ、手帳を提示してください。

【対象者】 身体障がい者手帳1級～3級の所持者、療育手帳の所持者、精神障がい者保健福祉手帳1級～2級の所持者

【対象施設】

市営駐車場〔半額免除〕	市営駐輪場〔全額免除〕
山形市中央駐車場(市庁舎南側)	山形駅東口交通センター駐輪場
山形市香澄駐車場(市民会館北側)	山形市霞城セントラル駐輪場
山形市大手町駐車場(霞城公園東大手門入口)	
山形市済生館前駐車場	
山形駅東口交通センター駐車場	
山形駅西口駅前広場駐車場 ※	

※山形駅西口駅前広場駐車場は無人となりますので、備え付けのインターホンで係員をお呼びください。
なお、係員の到着までは5～10分程度を要しますのでご了承ください。

(7) 日本放送協会（NHK）放送受信料の免除

問合せ先	NHK山形放送局 経営管理企画センター		
TEL	625-9522	FAX	625-9540

	要件	必要書類等
全額免除	障がい者手帳所持者が <u>世帯構成員</u> で、 <u>世帯全員の市町村民税が非課税</u>	障がい者手帳、印鑑、 <u>住民票の写し(世帯全員)</u> 、 <u>最新の課税証明(世帯全員分)</u> ※ ₁ ※ ₂
半額免除	下記のいずれかに該当する方が <u>世帯主</u> で <u>受信契約者</u> ①視覚障がい者又は聴覚障がい者 ②身体障がい者手帳1級～2級、療育手帳A判定、精神障がい者保健福祉手帳1級の重度の障がい者	障がい者手帳、印鑑、 <u>住民票の写し(世帯主が記載されているもの)</u> ※ ₁

※₁ 山形市の窓口(障がい福祉課28番窓口)において申請書類を記入し、該当者であることの証明を受けることで、下線部分の書類提出を省略することができます。

問合せ先:障がい福祉課 管理係(内線874)

※₂ 全額免除を申請する場合、申請する年の1月1日現在において山形市以外に住所のあった方は、山形市で課税状況の確認ができないことから、前住所地で課税証明を取得し、添付していただく必要があります。

(8) 「ミライロ ID」による減免

株式会社ミライロが提供するスマートフォン用アプリ「ミライロ ID」で、お持ちの障がい者手帳(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳)をアプリ内に登録することで、手帳情報がスマートフォン画面に表示できるようになり、その画面で公共施設等で提示することで、障がい者割引を受けることができます。詳しい登録方法はミライロ ID のホームページをご覧ください。

(9) 福祉定期預金制度

障がい年金、特別障がい者手当、障がい児福祉手当、特別児童扶養手当を受給されている方等は、一般の利率より有利な定期(福祉定期預金)を利用することができます。

各金融機関へお問い合わせください。

7 年金・手当

国民年金に関して

(1) 障がい年金

窓口	市民課 国民年金係		
TEL	641-1212	FAX	624-8411
内線	402・403		

障害基礎年金

国民年金加入中に、病気やけがにより一定の障がいの状態になった場合、障がい基礎年金を受けることができます。

【受給要件】 次の3つの要件を満たしている方(日本に住民票がある方)

①初診日が**65歳未満**にあること(ただし、老齢年金を繰上げて受給していないこと)

○初診日…障がいの原因となる傷病で初めて医師の診察を受けた日
(初診日の証明がとれないと請求できない場合があります。)

②障がいの程度が国民年金法で定める1級、2級に該当していること(**身体障がい者手帳の等級とは基準が異なります。**)

○障がいの程度の目安

1級(年金法による)…介助を受けなければ日常生活を送ることができない程度

2級(年金法による)…必ずしも介助は必要ないが、日常生活を送る上で困難を有しており、労働により収入を得ることができない程度

③次のいずれかの保険料納付要件を満たしていること

・初診日の属する月の前々月までの期間のうち保険料の納付と免除期間の合計が2/3以上あること

・初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の滞納がないこと

※20歳前に初診日がある場合は保険料納付要件は必要ありませんが、所得要件があります。

【請求方法】

○認定日請求… 初診日から1年6か月を経過した日、または1年6か月以内にその傷病が治った日(固定した日)に請求する方法

○事後重症請求…認定日時点では障がいの程度が軽いため、障がい年金の等級に該当しなかったが、その後悪化した時点で請求する方法。ただし、65歳の誕生日の前々日までが請求期限となります。

【年金額】 障がいの等級及び支給される年金制度により支給額は異なります。

[障がい基礎年金]

1級(年金法による) 年額 993,750円(令和5年4月現在)

2級(年金法による) 年額 795,000円(令和5年4月現在)

※年金受給者によって生計が維持されており、かつ、18歳未満(障がいの程度が1級か2級の状態にある子は20歳未満)の子を養育している場合は加算があります。

※厚生年金については、下記の日本年金機構山形年金事務所に、共済年金については、それぞれの共済組合へお問い合わせください。

厚生年金:日本年金機構山形年金事務所	TEL:645-5111	FAX:645-5117
--------------------	--------------	--------------

(2) 特別障がい者手当

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542 ・ 550		

20歳以上であって、心身に著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給します。

【対象者】 20歳以上で次の要件を全て満たしている方

- ① 障がいの状態が基準を満たしている (p.46～47参照)
- ② 施設に入所していない
- ③ 病院等(老人保健施設を含む)に3か月以上入院していない

【手当額】 月額 27,980円 (令和5年4月以降)

【申請】 所定の診断書等、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、通帳が必要です。

※本人が公的年金を受給している場合は、年金証書、前年度の年金受給金額がわかるもの(年金通知書や振込みされた通帳など)が必要です。

※マイナンバー確認書類が必要です。

【所得制限】 本人又は、生計を同じくする配偶者及び扶養義務者の所得が基準を超えた場合は支給が停止されます。(p.50参照)

※認定期間(1年・2年・3年・4年・5年・永久)があります。再認定の際は診断書等の提出が必要です。

(3) 障がい児福祉手当

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542 ・ 550		

心身に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある、20歳未満の在宅の方に支給します。

【対象者】 20歳未満であって次の要件を全て満たしている方

- ① 障がいの状態が基準を満たしている (p.47参照)
- ② 施設に入所していない
- ③ 公的年金を受給していない

【手当額】 月額 15,220円 (令和5年4月以降)

【申請】 所定の診断書等、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、通帳 が必要です。

※マイナンバー確認書類が必要です。

【所得制限】 本人又は、生計を同じくする配偶者及び扶養義務者の所得が基準を超えた場合は支給が停止されます。(p.50参照)

※認定期間(1年・2年・3年・4年・5年・永久)があります。再認定の際は診断書等の提出が必要です。

(4) 特別児童扶養手当

窓口	障がい福祉課 障がい福祉第一係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	589 ・ 873		

心身に重度又は中度の障がいをもつ 20 歳未満の児童を養育している父母又は養育者に支給されます。

【対象者】 20 歳未満で以下の条件を満たす児童を養育している方

① 障がいの状態が基準を満たしている (p.48～49参照)

② 施設に入所していない

③ 障がい年金等を受給していない

【手当額】 月額 1級 53,700 円 (令和 5 年 4 月以降)

2級 35,760 円 (令和 5 年 4 月以降)

【申請】 所定の診断書、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、通帳 が必要です。

※マイナンバー確認書類が必要です。

※対象者が療育手帳 A をお持ちの場合、手帳の判定日によっては、診断書に代えて手帳の写しでの申請が可能となる場合があります。

【所得制限】 本人や扶養義務者の所得が基準を超えた場合には支給が停止されます。

(p.50 参照)

(5) 山形市重度心身障がい者福祉手当

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542 ・ 550		

【対象者】 公的年金及び特別障がい者手当を受給していない、在宅で心身に障がいを有する下記のいずれかに該当する方を扶養している方に支給します。

① 20 歳以上で身体障がい者手帳 1～2 級所持者

② 20 歳以上で知能指数が概ね 35 以下(療育手帳 A 程度)で、日常保護を必要とする方

③ 65 歳以上で日常生活に支障がある在宅寝たきりの方

【手当額】 月額 4,000 円 (年 2 回、9 月・3 月に口座振込)

【申請】 身体障がい者手帳などの障がいの程度を証明するものがが必要です。

(6) 山形市重度心身障がい児福祉手当

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542 ・ 550		

【対象者】 心身に障がいをもつ20歳未満の在宅の児童で、障がいの程度が特別児童扶養手当(P48～49参照)または IQ35程度であるが、所得制限等で特別児童扶養手当及び障がい児福祉手当が支給停止または受給できない養育者に支給します。

※児童と養育者が同居している必要があります。

【手当額】 月額 4,000 円(年2回、9月・3月に口座振込)

【申請】 療育手帳などの障がいの程度を証明するものが必要です。

(7) 児童扶養手当

窓口	こども家庭支援課 手当係		
TEL	641-1212	FAX	624-8901
内線	558 ・ 575		

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父又は母と生計をともにしていない児童の親、あるいは父又は母に代わってその児童を養育している方に対して支給される手当です。

【対象者】

父母の離婚、死別等により父又は母と生計を同じにしていない場合、父又は母が重度の障がいがあるなどの場合に、児童(18歳になった年度末まで・障がい児は20歳未満)を扶養している父又は母や、父又は母に代わってその児童を養育している方に支給します。ただし、次のいずれかに該当するときは、手当は支給されません。

- ①日本国内に住所を有しないとき
- ②児童福祉法上の里親に委託されているとき
- ③受給資格者以外の父又は母と住所・生計が同じとき(一定の障がい状態の場合を除く)
- ④児童福祉施設に入所しているなど、受給資格者が養育していると認められないとき

【手当額】

手当額は請求者及び扶養義務者等(同居している請求者の父母や兄弟姉妹など)の前年所得税法上の扶養する人数に応じ規定されている所得制限限度額を確認することによって、全部支給・一部支給・全部停止(支給なし)が決まります。

(単位:月額)

対象児童数	全部支給	一部支給(所得額に応じて決定)	全部支給停止
児童が1人の場合	43,070 円	43,060 円 ～ 10,160 円	0 円
児童が2人目の加算額	10,170 円	10,160 円 ～ 5,090 円	0 円
児童が3人目以降の加算額(1人につき)	6,100 円	6,090 円 ～ 3,050 円	0 円

※月額は令和4年4月～適用

※年6回、奇数月に口座振り込み

※公的年金額が児童扶養手当額より低い方については、その差額分の児童扶養手当を受給することができます。

(8) 山形市健やか教育手当

窓口	こども家庭支援課 手当係		
TEL	641-1212	FAX	624-8901
内線	558・575		

山形市健やか教育手当は、父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童の親、あるいは父又は母に代わってその児童養育している方に対して支給される手当です。

【対象者】 父母の離婚、死別等により父または母と生計を同じくしていない場合、父または母や、父又は母に代わってその児童を養育している方に支給します。ただし、その方の市民税所得割額が課税の場合は支給されません。

【手当額】 ひとり親の場合 月額2,500円
両親のいない場合 月額4,000円
(年2回、9月・3月に口座振込)

(9) 心身障がい者扶養共済

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542・550		

心身に障がいをもつ方を扶養している方が加入者となって毎月掛金を掛け、その加入者が障がい者の生存中に死亡または重度障がいになった場合、障がい者の方に年金(月額2万円、2口加入の場合は4万円)が給付されます。

【障がいの範囲】 次のいずれかに該当する障がい者で、将来独立自活することが困難と認められる方

①知的障がい ②身体障がい者手帳1級～3級所持者

③精神又は身体に永続的な障がいのある方で、①又は②と同程度と認められる方

【加入者】 上記に該当する障がい者を扶養し、県内に住所があり、特に健康に問題のない65歳未満の方

【掛 金】	年齢区分(加入者年齢)	掛金月額(1口)
	35歳未満	9,300円
	35歳以上40歳未満	11,400円
	40歳以上45歳未満	14,300円
	45歳以上50歳未満	17,300円
	50歳以上55歳未満	18,800円
	55歳以上60歳未満	20,700円
	60歳以上65歳未満	23,300円

【加入申請】 所定の申請書・告知書、障がい者及び加入者の住民票の写し、障がい者手帳、障がい年金証書などの障がいの程度を証明するもの、印鑑が必要です。

(10) 山形市重度障がい者介護者激励金

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542・550		

【支給額】 年額 50,000 円以内

【対象者】 在宅において6か月を超える期間継続して 20 歳以上 65 歳未満の重度障がい者を介護している山形市民の方で、当該重度障がい者と同一世帯の方、又は同一世帯ではないが当該重度障がい者を常時介護している方

※「重度障がい者」とは、次の①、②のいずれにも該当する方です。

① 20 歳以上 65 歳未満で、身体障がい者手帳 1 級・2 級、療育手帳 (A) 又は精神障がい者保健福祉手帳 1 級を所持している方

② 山形市が行う調査の結果、重度障がい状態であると認められる方 (障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい支援 (程度) 区分の調査において、日常生活において全面的に介助が必要と判断され、障がい支援 (程度) 区分が概ね 5 以上に相当する方)

※「6 か月を超える期間」には、病院・施設等に連続して 3 か月以上入院・入所している期間は含みません。

【申請】 障がい者手帳、預金通帳 (介護している方の名義のもの) が必要です。

※ 申請していただく時期は 10 月中旬から 12 月上旬までの約 2 か月間です。
詳しくは「広報やまがた」でお知らせします。

(11) 傷病手当金

【問合せ先】各医療保険者

(被保険者証に医療保険者名は記載されています)

医療保険に加入している方が、病気やけがによる療養のため会社を休んだ日が連続して3日間あったうえで、4日以上休んで給料を受けられない場合に支給される場合があります。

【支給金額】 標準報酬月額²/3

ただし、休んでいる期間に、事業主から報酬を受けた場合、同一の傷病により障がい厚生年金を受けているなどの場合は傷病手当金の金額を上限としてその差額が支給されます。

【支給期間】 支給開始日から1年6か月以内

※私用中の病気やけがによるものが対象で、通勤途中、仕事中的場合は労災扱いになります。

※国民健康保険や後期高齢者医療の被保険者は、適用になりません。

(12) 生活保護

窓口	生活福祉課 保護係
TEL	641-1212
内線	591・592・593・594

生活に困窮する方に、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障します。

【保護費】 基準により算定される最低生活費と収入額を比較して、収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分を保護費として給付します。

(13) 産科医療補償制度

窓口	産科医療補償制度専用コールセンター
TEL	0120-330-637

分娩に関連して発症した重度脳性まひのお子様とご家族の経済的負担を補償するとともに、原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報の提供などを行います。

【補償対象】

以下の基準を全て満たす場合、補償対象となります。

①・2015年1月1日から2021年12月31日までに出生した場合

在胎週数32週以上で出生体重1,400g以上、または在胎週数28週以上で所定の要件

・2022年1月1日以降に出生した場合

在胎週数28週以上であること

②先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ

③身体障がい者手帳1・2級相当の脳性まひ

※生後6ヶ月未満で亡くなられた場合は、補償対象となりません。

※2014年12月31日までに出生した場合と2015年1月1日以降に出生した場合は、
在胎週数28週以上の所定の要件が異なります。

【補償金額】

準備一時金と補償分割金をあわせ、総額3,000万円

【申請期間】

お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日まで

8 自立支援給付制度

窓口	障がい福祉課 第一係・第二係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	580・589・590・621		

山形市指定特定相談支援事業所(P64 参照)

(1) 自立支援給付制度とは

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律では、障がいがある方が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指しており、障がいがある方の状況に応じて各サービス(障がい福祉サービス)を設定しています。そして、このサービスの利用に要した費用について公費で一定額を給付(負担)する仕組みとなっています。このサービスの利用に係る給付のことを「自立支援給付」といいます。

(2) 自立支援給付制度の体系

障がい福祉サービスに係る自立支援給付は、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、地域への移行・定着のため相談等の支援を受ける場合の「地域相談支援給付」に大別することができ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

(サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、期限のあるものであっても、必要に応じて支給決定の更新(延長)は一定程度、可能となります。)

<福祉サービスに係る自立支援給付の体系>

	サービス名称	サービス内容
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者その他の障がい者で常に介護を必要とする人に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、外出時に同行して、必要な情報の提供、移動の援護等を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。
	重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所(ショートステイ)	介護する人が病気の場合などに、施設にて、短期間、夜間も含め、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関にて機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、施設にて、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、主として夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

	サービス名称	サービス内容
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(A型＝雇成型、B型＝非雇成型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用し、一般就労した障がい者の就労継続のために、相談、指導、助言等の必要な支援を行います。
	自立生活援助	定期的な巡回や、通報を受けて行う訪問、相談等により、障がい者の状況を把握し、関係機関と連絡調整等を行い、自立した日常生活を送るために、環境整備に必要な援助を行います。
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日において、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
地域相談支援給付	地域移行支援	施設に入所している人や精神科病院に入院している人について、住居の確保などの地域生活に移行するために必要な相談等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身である人や家族の介護を受けられない人について、常時の連絡体制を確保し、その障がいにより生じた緊急の事態の場合等に必要な相談等を行います。

(3) 計画相談支援

障がい者のより適切なサービスの利用に向けて、計画相談支援制度があります。この支援は、指定特定相談支援事業者（P64参照）が実施し、障がい福祉サービスの利用者すべての方が支援対象となります。

※指定特定相談支援事業者とは

専門的な知識と資格を持った相談支援専門員が、障がい福祉サービス利用のサポートをします。相談支援に係る費用は全額公費負担となりますので、無料でご利用いただけます。

〈計画相談支援の主な内容〉

サービス利用支援	「サービス等利用計画案」の作成	障がい者の心身の状況や意向、その他の事情を勘案し、サービス等の種類及び内容などを記載した「サービス等利用計画案」を作成します。市では、この利用計画書案を勘案して、サービスの支給決定を行います。
	サービス事業者等との連絡調整	支給決定後、サービス事業者等との連絡調整などの便宜を図ります。
	「サービス等利用計画書」の作成	支給決定の内容に基づき、サービスの種類及び内容、担当者等を記載した「サービス等利用計画」を作成します。
継続サービス利用支援	モニタリング	一定の期間ごとに、居宅訪問や面接などを行い、障がい者の生活実態と利用中のサービスが適正であるか検証します。
	サービス利用に係る調整等	モニタリングの結果、利用中のサービスが生活実態に即していない場合は、「サービス等利用計画」を変更するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。 また、新たな支給決定又は支給決定の変更が必要な場合は、当該申請の勧奨を行います。

(4) 支給決定までの流れ

障がい者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、次のような障がい者の状況を判断したうえで、支給決定を行います。

- ・障がい者の心身の状況(障がい支援区分)
- ・社会活動や介護者、居住等の状況
- ・サービスの利用意向
- ・訓練・就労に関する評価
- ・指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案

介護給付を希望する場合

- ①相談
- ②利用申請
- ③認定調査・概況調査 ※心身の状況に関する80項目のアセスメント調査等
- ④障がい支援区分の一次判定【医師意見書】
- ⑤障がい支援区分の二次判定【審査会】
※審査会は、障がい保健福祉をよく知る委員で構成されます。
- ⑥障がい支援区分の認定※介護給付では区分1～6の認定が行われます。
- ⑦勘案事項調査 ※地域生活、就労、日中活動、介護者、居住状況 など
- ⑧サービスの利用意向の聴取 ※必要に応じて、市町村審査会の意見を聴取します。
- ⑨サービス等利用計画案の提出
- ⑩支給決定

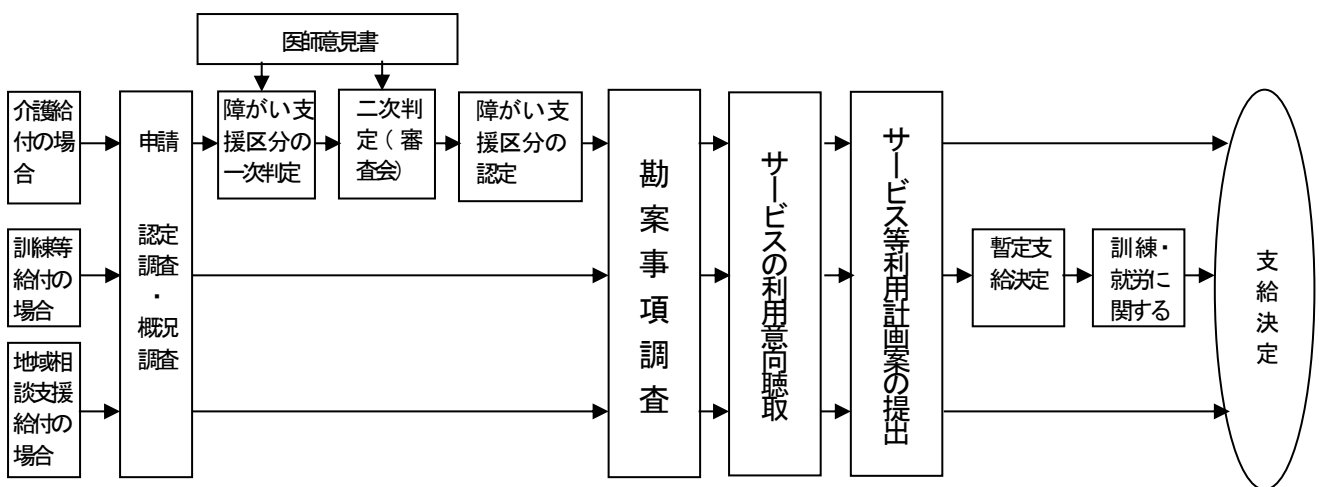
訓練等給付を希望する場合

- ①相談
 - ②利用申請
 - ③認定調査・概況調査 ※心身の状況に関する 80 項目のアセスメント調査
 - ④勘案事項調査 ※地域生活、就労、日中活動、介護者、居住状況 など
 - ⑤サービスの利用意向の聴取
 - ⑥サービス等利用計画案の提出
 - ⑦暫定支給決定
 - ⑧訓練・就労に関する評価
 - ・一定期間、サービスを利用し、
 - (i)ご本人の利用意思の確認 (ii)サービスが適切かどうかを確認
 - ・確認ができれば、評価項目にそった個別支援計画を作成し、その結果をふまえ本支給決定が行われます。
 - ・必要に応じて、市町村審査会の意見を聴取します。
 - ⑨支給決定
- ※⑦⑧については、サービスの種類により省略できる場合があります。

地域相談支援給付を希望する場合

- ①相談
- ②利用申請
- ③認定調査・概況調査 ※心身の状況に関する 80 項目のアセスメント調査
- ④勘案事項調査 ※地域生活、就労、日中活動、介護者、居住状況 など
- ⑤サービスの利用意向の聴取
- ⑥サービス等利用計画案の提出
- ⑦支給決定

<支給決定までの流れの表>



※障がい支援区分とは

障がい支援区分とは、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す6段階の区分(区分1～6:区分6の方が支援の度合いが高い)です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービス利用ができるよう導入されました。

障がい者の特性を踏まえた判定が行われるよう、移動や動作等に関連する項目(12項目)、身の回りの世話や日常生活等に関連する項目(16項目)、意思疎通等に関連する項目(6項目)、行動障がいに関する項目(34項目)、特別な医療に関する項目(12項目)の計80項目の調査を行い、山形市障害支援区分判定審査会での総合的な判定を踏まえて山形市が認定します。

(5) 利用者負担の仕組み

①月ごとの利用者負担には上限があります。

サービスに係る利用者負担は、所得に応じて、次のとおり月額負担上限額(一月における利用者負担の上限額)が設定されます。

なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、障がいのある方が18歳以上の場合は、本人とその配偶者のみ、18歳未満(施設入所の場合は18・19歳も含む。)の場合は、保護者の属する住民基本台帳での世帯となります。

【障がい者(18歳以上)の場合】(施設に入所する18、19歳を除く。)

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満) ※20歳以上の施設入所者、グループホーム利用者を除きます(注)。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(注) 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

【障がい児(18歳未満)の場合】(施設に入所する18、19歳を含む。)

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割28万円未満) ※通所施設、ホームヘルプ利用の場合(入所施設利用の場合を除く)。	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

②同じ世帯のなかで複数の方がサービスを利用しても4区分の月額負担上限額は同じです。

同じ世帯のなかで障がい福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障がい福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用した場合でも、4区分の月額負担上限額は変わらず、これを超えた分が高額障がい福祉サービス費として支給されます(償還払い方式によります)。

例えば、一般の世帯(※一般2に該当する場合)で、本人とその配偶者の両方が障がい福祉サービスを利用する場合も、世帯全体の定率負担の合計は、37,200円が上限となります。

③介護保険移行後の利用者負担について軽減措置が講じられます。

65歳に達する日前5年間引き続き「介護保険相当障がい福祉サービス」(※1)に係る支給決定を受けていた方で所得や障がい支援区分など一定の要件を満たす場合、介護保険移行後に利用した「障がい福祉相当介護保険サービス」(※2)分の利用者負担が新高額障がい福祉サービス等給付費として支給されます(償還払い方式によります)。

該当する方には、年2回(9月・3月頃)障がい福祉課からご案内をお送りします。申請の際は、事業所に支払った領収書をご提出いただきますので、領収書は大切に保管してください。

※1 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所

※2 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護(介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは含まれない。)

④食費等実費負担についても、軽減措置が講じられます。

入所施設の食費、光熱水費の実費負担については、施設ごとに額が設定されることとなります。

⑤グループホームの利用者に家賃助成が講じられます。

「生活保護」、「低所得」の区分の場合、家賃の一部(上限10,000円)が補足給付されます。

⑥生活保護への移行措置等が講じられます。

上記①～④の負担軽減策を講じても、自己負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象とならない額まで、自己負担の負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げます。

(6)留意事項

- ・ 希望するサービスが提供できない状況では、利用の決定ができない場合があります。
- ・ サービスの種類によっては同時に利用できないものがあります。
- ・ 介護保険制度が利用になれる方は利用できないサービスがあります。
- ・ 支給決定量を超えてサービスを利用した場合は、全額自己負担となります。

9 地域生活支援事業

窓口	障がい福祉課 第一係・第二係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	580・589・590・621		

(1) 地域生活支援事業とは

障害者総合支援法の中では、市町村の創意工夫により、障がいのある方々の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業の制度があります。

山形市及び山形県は、地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取り組みを行います。

(2) 地域生活支援事業の内容

【市町村事業】

事業名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人及びその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みの支援を行います。
相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がいのある人に対して、成年後見制度を利用する際の支援及び費用の補助を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援(個別ヘルパー派遣、視覚障がい者ガイドヘルパー派遣等)を行います。
地域活動支援センター事業	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
訪問入浴サービス事業	居宅介護等の入浴介護を受けることができない重度の身体障がいがある人に、訪問による入浴サービスを提供します。
生活訓練等	障がいのある人に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援等を実施します。
障がい者自立支援訓練事業	福祉ホーム等に居住している、重度の障がいがある人に、ケアグループによる介助サービスを提供します。

事業名		内容
日常生活支援事業	身体障がい者福祉センター事業	身体に障がいのある方を対象にした講座等を開催します。
	日中短期入所事業	居宅において介護を行う者の疾病等の理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所が必要な障がいのある人について、施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等のサービスを提供します。ただし、宿泊を伴わない者に限ります。
	タイムケア事業	障がいのある生徒等に対して、学校、施設等の授業等の終了後等において、活動の場を提供します。
	巡回支援専門員整備事業	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等の児童及びその父母が集まる施設等を巡回し、当該施設等の支援を担当する職員及び当該施設に通所している児童の保護者に対して、障がいの早期発見及び早期対応のための助言等の支援を行います。
社会参加支援事業		障がいのある人を対象に、スポーツ教室開催等を行います。
専門性の高い相談支援事業(※1)		発達障がい、高次脳機能障がいなど専門性の高い障がいについて、相談に応じ、必要な情報提供等を行います。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業(※1)		手話通訳者・要約筆記者養成研修事業、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業を行います。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業(※1)		手話通訳者・要約筆記者派遣事業、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を行います。

※¹ 山形県との共同設置事業です。窓口は山形県になります。

【都道府県事業】

事業名	内容
意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	手話通訳者・要約筆記者の派遣を広域的に実施するため、市町村間の派遣調整を行います。
広域的な支援事業	精神障がい者退院促進支援事業など市町村域を超えて広域的な支援が必要な事業を行います。
その他の事業 (研修事業を含む。)	都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 例:福祉ホーム事業、発達障がい者支援体制整備事業、権利擁護支援事業、社会参加支援事業 等 また、サービス提供者、指導者などへの研修事業等を行います。

10 児童に係る通所・入所給付制度

通所に関して

窓口	障がい福祉課 障がい福祉第一係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	589 ・ 590		

入所に関して

問合せ先	山形県中央児童相談所
TEL	627-1195

(1) 児童に係る通所・入所給付制度とは

児童福祉法では、心身に障がいのある児童の療育を支援するため、施設への通所や入所をするサービスを設定しています。そして、このサービスの利用に要した費用について、公費で一定額を負担する仕組みとなっています。このサービスの利用に係る給付のことを「障がい児通所給付」、「障がい児入所給付」といいます。

(2) 給付の対象となる障がい児とは

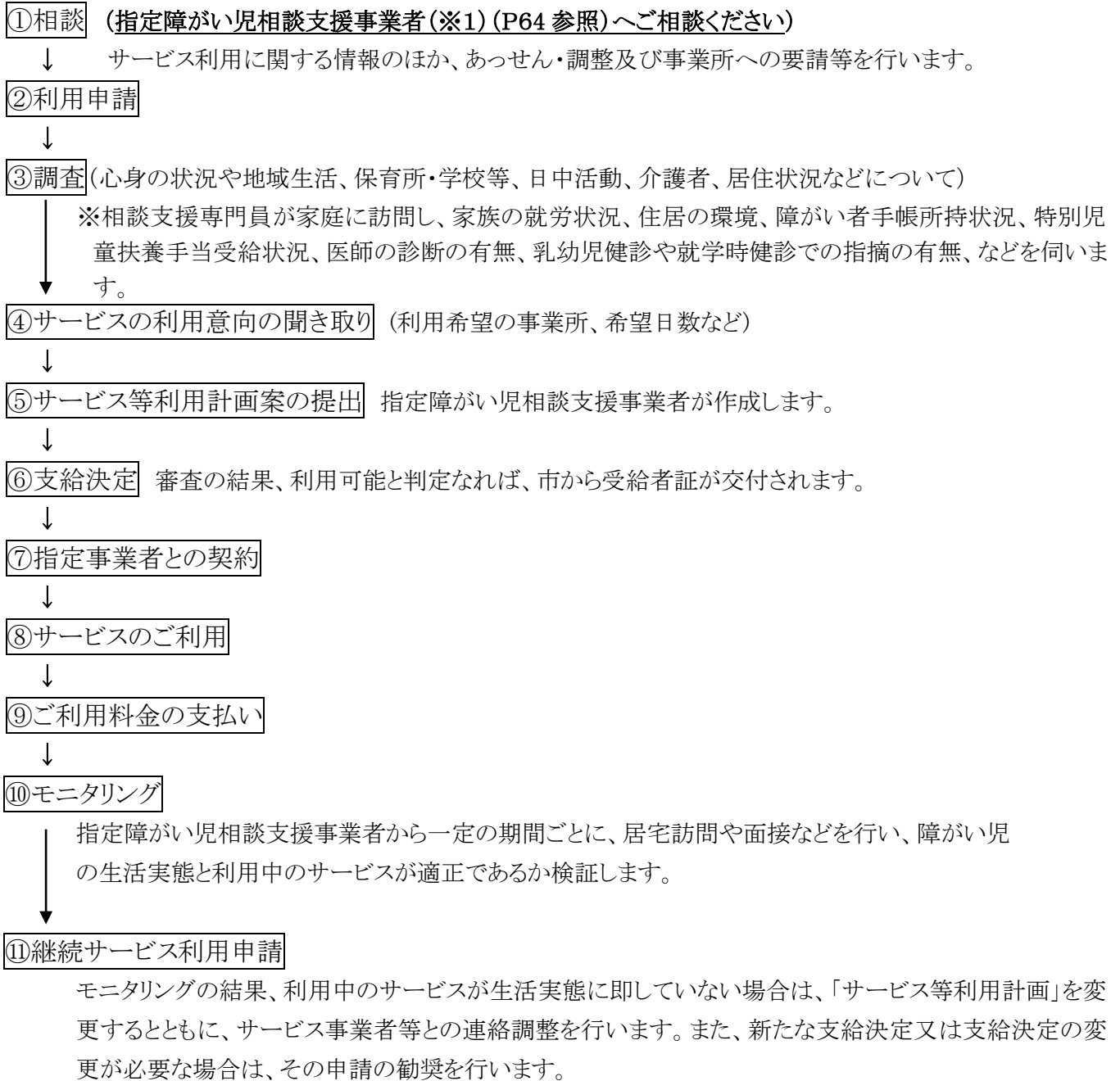
身体障がい・知的障がい・精神障がい(発達障がいを含む)、または難病に罹患している18歳未満の児童です。障がい者手帳の有無は問いません。

(3) 児童に係る通所・入所給付制度の体系

サービス名称		内容
障がい児通所給付	児童発達支援 (対象:未就学児)	通所サービス事業所において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援 (対象:未就学児)	上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童に、医療機関で児童発達支援に係るサービスの内容にあわせて、治療を行います。
	放課後等デイサービス (対象:就学している児童・生徒)	学校に就学している児童につき、授業の終了後又は休業日に、施設において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援 (対象:未就学児、就学している児童・生徒)	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	保育所等訪問支援 (対象:保育所・学校等に在籍している児童)	保育所等に通う児童につき、その保育所等に訪問し、その保育所等における他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
入所給付 障がい児	障がい児入所支援(※)	施設に入所し、又は医療機関に入院する児童に、日常生活の指導、知識技能の付与を行うとともに、その必要な児童に対して治療を行います。

※障がい児入所給付については、児童相談所にお問い合わせください。

(4) サービス利用までの流れ(障がい児通所給付)



※1 指定障がい児相談支援事業者とは

専門的な知識と資格を持った相談支援専門員が、障がい児通所給付に係るサービスの利用のサポートをします。相談支援に係る費用は全額公費負担となりますので、無料でご利用いただけます。

(5) 利用者負担の仕組み

①月ごとの利用者負担には上限があります。

利用者負担については、基本的にサービス量に応じた10%の定率負担となりますが、所得に応じた月額上限の設定により、次表のように4区分に決定されます。詳しくは障がい福祉課へお問い合わせください。

なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、保護者の属する住民基本台帳での世帯となります。

※ただし保護者及びその配偶者が障がい福祉サービスを利用されている場合は、保護者及びその配偶者のみの所得で判断します。詳しくは障がい福祉課へお問い合わせください。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割28万円(注)未満)	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

※利用者負担は、原則サービス費用の10%ですが、世帯の課税状況や「多子軽減措置」の適用により、第2子は5%、第3子以降は無償となる制度があります。

※3歳になって最初の4月1日から小学校入学前までの3年間、児童発達支援等の利用者負担が無償となります。詳しくは障がい福祉課へお問い合わせください。

②同一世帯で複数の利用者がある場合等は、申請により自己負担額が戻ります。

同じ世帯のなかでサービスを利用する児童が複数いる場合等でも、4区分の月額負担上限額は変わらず、これを超えた分が高額障がい児通所給付費として支給されます(償還払い方式によります)。

例えば、区分「一般2」の世帯で、複数の児童がサービスを利用する場合であっても、世帯全体の定率負担の合計は、37,200円が上限となります。それぞれの方が、一旦、月額負担上限額までを支払っていただき、世帯合算で37,200円を超えた分が、償還払いにより支給されます。該当する方には、年2回(9月・3月頃)障がい福祉課からご案内をお送りします。

(6) 留意事項

- ・ 希望するサービスが提供できない状況では、利用の決定ができない場合があります。
- ・ 支給決定量を超えてサービスを利用した場合は、超えた分については全額自己負担となります。

11 その他

(1) 障害者職業能力開発校等

障がいがある方にその能力に適した職業訓練を行い、就業による自立のための支援を行っています。ご利用の際は事前に公共職業安定所での職業相談が必要です。

施設名	TEL・FAX	〒	住所	設置者及び管理者
国立県営宮城障害者職業能力開発校	022-233-3124 022-233-3125	981-0911	仙台市青葉区台原 5-15-1	宮城県(国から委託)
山形県立山形職業能力開発専門校	023-644-9227 023-644-6850	990-2473	山形市松栄 2-2-1	山形県

(2) 障がい児者福祉団体等

団体名	事務局	事業内容
山形市福祉団体連絡会	山形市城西町2-2-22 電話 023-646-8812	関係団体の連絡、要望活動、軽食喫茶「ふれ愛」の運営
山形市手をつなぐ育成会	山形市城西町4-2-38 電話 023-644-1132	研修、交流事業等
山形県自閉症協会山形支部	山形市大字岩波字鬼越3-1 電話 023-624-4825	研修・交流活動等
(福)日本てんかん協会 山形県支部	白鷹町荒砥乙2881 電話 0238-85-4288	交流会、講演会、会報の発行等

(3) 保養所 【在宅心身障がい児者保養訓練センター「まつかぜ荘」】

在宅で心身に障がいを有する方及びその家族のための保養、交流の場としての施設です。また、地域の福祉センターとして、宿泊、休憩、会食、研修等にどなたでも利用することができます。直接申し込んでください。

山形県社会福祉事業団が運営しています。

【所在地】川西町大字下小松2045-20

電話:0238-42-5158

FAX:0238-42-5143

(宿泊予約) 電話:0238-42-5157

【施設】 宿泊定員 50名 宿泊所、休憩所、機能訓練室

12 参考資料

(1) 『個人番号（マイナンバー）』 確認書類について

①個人番号(マイナンバー)の確認について

申請書等に個人番号(マイナンバー)をご記入が必要な申請の際は、窓口で個人番号の確認が必要です。

下記のいずれかの書類をご持参ください。

申請者本人の

- ・個人番号カード又は写し
- ・個人番号通知カード又は写し ※
- ・個人番号が記載された住民票等又は写し

※個人番号通知カードは、記載の氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、マイナンバーを証明する書類として利用できます。また、令和2年5月25日以降発行されている個人番号通知書は利用できません。

②本人確認について

個人番号(マイナンバー)の確認を要する全ての手続で本人(代理人)の確認を行いますので、下記書類をご持参ください(写しでも確認可能です)。

○証明書1つで確認できる場合

- ・官公署発行の顔写真つきのもの

例 個人番号カード、パスポート、運転免許証、障がい者手帳 等

○証明書が2つ必要な場合

- ・氏名、住所又は生年月日が確認できる顔写真なしのもの

例 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等

【代理人申請の場合の留意点】

申請する方以外の方が、代理で窓口に来られる場合は、申請する方の受給者証、健康保険証など、官公署等から発行された書類を1点お持ちください。お持ちでない場合は、原則として、下記のとおり戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)や委任状等が必要となります。

	申請に来られた方	必要なもの
法定	申請者が未成年(20歳未満)の、 <u>未成年後見人</u>	戸籍謄本
	申請者が成年被後見人の、 <u>成年後見人</u>	審判書の写し等
任意	申請者が成年(20歳以上)で、 <u>申請者のご家族、知人等</u>	※委任状

※委任状の様式は任意ですが、障がい福祉課窓口に参加様式がありますので、必要な際はお声がけください。

(2) 特別障がい者手当の対象基準

次の(ア)～(オ)のいずれかに該当する方

(ア)別表1の障がい重複している方

別表1

1	※1 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの、又は一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつI/2 視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの、自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障がいを有するもの、又は両上肢の全ての指を欠くもの、若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障がいを有するもの
4	両下肢の機能に著しい障がいを有するもの、又は両下肢を足関節以上で欠くもの
5	体幹の機能に座っていることができない程度、又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの
6	※2 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7	※3 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※1 「両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.03 以下のものをいう。「一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものをいう。

※2 内部機能障がい1級等

※3 精神障がいの場合(日常生活において常時特別の介護を必要とする程度のもの)
知的障がいの場合(IQ が概ね 20 以下に相当するもの)

(イ)別表1の障がい1つあり、さらに別表2の障がい2つ以上重複している方

別表2

1	※1 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの、又は一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
3	平均機能に極めて著しい障がいを有するもの
4	そしゃく機能を失ったもの
5	音声又は言語機能を失ったもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの、又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
7	一上肢の機能に著しい障がいを有するもの、又は一上肢の全ての指を欠くもの、若しくは上肢の全ての指の機能を全廃したもの
8	一下肢の機能を全廃したもの、又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
9	体幹の機能に歩くことができない程度の障がいを有するもの

10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
11	※2 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※1 「両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.07 以下のものをいう。「一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものをいう。

※2 精神障がいの場合(日常生活において常時介護を必要とする程度のもの)
知的障がいの場合(IQ が概ね 35 以下に相当するもの)

(ウ)別表1の3から5までのいずれか一つの障がいを有し、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められるもの

(エ)内部障がい(心臓、肝臓、呼吸器等)の方で、絶対安静の方

(オ)精神障がい又は知的障がいの方で、日常生活能力の評価が極めて重度であると認められるもの

(3) 障がい児福祉手当の対象基準

1	※1 両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3	両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
4	両上肢の全ての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿の2分の1以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの
8	前各号に掲げるもののほか、身体機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が、前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9	※2 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※1 「両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.02 以下のものをいう。

※2 精神障がいの場合(日常生活において常時特別の介護を必要とする程度のもの)
知的障がいの場合(IQ が概ね 20 以下に相当するもの)

(4) 特別児童扶養手当の対象基準

次のいずれかに該当する方

1級該当

1	<p>※1 (1)両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの</p> <p>(2)一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>(3)ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつI/2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの</p> <p>(4)自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの</p>
2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障がいをもつもの
4	両上肢の全ての指を欠くもの
5	両上肢の全ての指の機能に著しい障がいをもつもの
6	両下肢の機能に著しい障がいをもつもの
7	両下肢を足関節以上で欠くもの
8	体幹の機能に座っていることができない程度、又は立ち上がることができない程度の障がいをもつもの。
9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
10	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
11	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※1 「両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.03 以下のものをいう。「一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものをいう。

2級該当

1	<p>※1 (1)両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの</p> <p>(2)一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>(3)ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつI/2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの</p> <p>(4)自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの</p>
2	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
3	平衡機能に著しい障がいをも有するもの
4	そしゃく機能を欠くもの
5	音声又は言語機能に著しい障がいをも有するもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいをも有するもの
8	一上肢の機能に著しい障がいをも有するもの
9	一上肢の全ての指を欠くもの
10	一上肢の全ての指の機能に著しい障がいをも有するもの
11	両下肢の全ての指を欠くもの
12	一下肢の機能に著しい障がいをも有するもの
13	一下肢を足関節以上で欠くもの
14	体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをも有するもの
15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※1 「両眼の視力がそれぞれ 0.07以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.07 以下のものをいう。「一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものをいう。

(5) 特別障がい者手当、障がい児福祉手当、特別児童扶養手当の所得制限の限度額表

(単位:円)

	扶養親族等の数	特別障がい者手当 障がい児福祉手当		特別児童扶養手当	
		本人	配偶者及び扶養義務者	本人	配偶者及び扶養義務者
令和4年分	0	3,604,000	6,287,000	4,596,000	6,287,000
	1	3,984,000	6,536,000	4,976,000	6,536,000
	2	4,364,000	6,749,000	5,356,000	6,749,000
	3	4,744,000	6,962,000	5,736,000	6,962,000
	4	5,124,000	7,175,000	6,116,000	7,175,000
	5	5,504,000	7,388,000	6,496,000	7,388,000

(注)1 上記表中の「本人」とは、障がい児福祉手当・特別障がい者手当にあつては、障がい認定を受け
る方。特別児童扶養手当にあつては、障がい認定を受ける児童を監護する父母のいずれか所得
の高い方または養育者をいいます。

2 扶養義務者は、本人とその配偶者を除く同居家族の中で、最も所得の高い方となります。

3 令和4年分においては、所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族、
特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある方についての所得限度額
は、上記表中の所得額に次の額を加算した額とします。

(1)本人の場合

① 70歳以上の同一生計配偶者または老人扶養親族1人につき10万円

② 特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき25万円

(2)配偶者及び扶養義務者

老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族がないときは、当該老人扶
養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円

4 表中の所得限度額と対比する本人、配偶者、扶養義務者の所得額からは、障がい者控除、配
偶者特別控除など、別途控除することが認められているものがあります。

(6)市有施設使用料等減免施設の一覧

No.	施設名称	所在地	電話・FAX番号	障がい者利用の場合の減免内容
1	漆山やすらぎ荘(老人福祉センター)	山形市大字漆山字月山堂818番地	023-686-5567(TEL) 023-686-5567(FAX)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名の入浴料が無料
2	黒沢いこい荘(老人福祉センター)	山形市大字黒沢字中川原541番地	023-688-9060(TEL) 023-689-0559(FAX)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名の入浴料が無料
3	大曾根さわやか荘(老人福祉センター)	山形市並柳47番地	023-644-0016(TEL) 023-645-5277(FAX)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名の入浴料が無料
4	山形国際交流プラザ(山形ビッグウイング)	山形市平久保100番地	023-635-3100(TEL) 023-635-3030(FAX)	障がい者福祉の増進の目的で障がい者団体が主催し、障がい者が参加する会議、研修等でプラザを使用する場合、使用料の半額を減免
5	山形テルサ	山形市双葉町一丁目2-3	023-646-6677(TEL) 023-647-0123(FAX)	障がい者団体が主催し、障がい者が参加することを目的とした障がい福祉の増進に資する事業(1人1回当たり500円を超える入場料を徴する場合を除く。)で使用する時は50%減額。正し、一使用者につき年1回限りとする。
6	山寺芭蕉記念館	山形市大字山寺字南院4223	023-695-2221(TEL) 023-695-2552(FAX)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで無料
7	清風荘	山形市東原町二丁目16-7	023-622-3690(TEL) 023-622-3690(FAX)	使用者の半数以上が身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者。精神障がい者の各手帳の交付を受けている者である場合は、料金の50%を減額する。但し、営利を目的とする場合を除く
8	やまがたクリエイティブシティセンターQ1(交流ルーム)	山形市本町一丁目5-19	023-615-8099(TEL) 023-615-8098(FAX)	障がい者団体が主催し、障がい者が参加することを目的とした行事で使用する場合、交流ルームの使用料が50%減額
9	山形市民会館	山形市香澄町二丁目9-45	023-642-3121(TEL) 023-642-3124(FAX)	障がい者団体が主催し、障がい者が参加することを目的とした集会等で使用するときは、50%減額。ただし、500円を超える入場料徴収する場合を除く。
10	中央公民館(ホール、音楽室(リハーサル室)、ギャラリー)	山形市七日町一丁目2番39号	023-623-2150(TEL) 023-633-9804(FAX)	障がい者団体が主催し、障がい者が参加することを目的とした行事等で使用するときは、50%減額。ただし、500円を超える入場料を徴する場合を除く。
11	山形市野草園	山形市大字神尾832番地の3	023-634-4120(TEL) 023-634-4121(FAX)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで無料

No.	施設名称	所在地	電話・FAX番号	障がい者利用の場合の減免内容
12	総合福祉センター(入浴施設)	山形市城西町二丁目2-22	023-645-9234(TEL)	<p>・一般浴場の場合、入浴前に手帳の提示で身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで無料</p> <p>・障がい者用浴室の場合、障がい者手帳所持者で一般浴室への入浴が困難な山形市民が無料で利用できます。</p>
13	総合福祉センター(体育ホール)	山形市城西町二丁目2-22	023-645-9234(TEL)	専用使用料全額免除(障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合)
14	山形市立第一小学校 屋内プール	山形市本町一丁目5番24号	023-622-0678(TEL)	<p>個人の場合 身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで無料</p> <p>団体の場合(コース専用使用) 「障がい者の福祉の増進に資するもの」の場合、全額免除。</p>
15	べにっこひろば	山形市樋越22番地	023-674-0220(TEL) 023-674-0221(FAX)	障がい者がおおむね半数を超える団体が「あそびの大ホール」等を専用使用する場合の使用料減免
16	シェルターインクルーシブプレイス コパル(南部児童遊戯施設)	山形市大字片谷地580-1	023-676-9876(TEL) 023-676-9878(FAX)	障がい者がおおむね半数を超える団体が体育館を専用使用する場合の使用料減免
17	総合スポーツセンター	山形市落合町1番地	023-625-2288(TEL) 023-625-2285(FAX) きらやかスタジアム (野球場) 023-687-1789(TEL) テニスコート 023-625-2630(TEL)	<p>普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除</p> <p>専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。</p>
18	南部体育館	山形市小荷駄町7-110	023-641-6705(TEL)	<p>普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除</p> <p>専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。</p>
19	福祉体育館	山形市小白川町二丁目3-33	023-635-1771(TEL)	<p>普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除</p> <p>専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。</p>

No.	施設名称	所在地	電話・FAX番号	障がい者利用の場合の減免内容
20	江南体育館	山形市江南一丁目1-27	023-684-4296(TEL)	<p>普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除</p> <p>専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。</p>
21	蔵王体育館	山形市蔵王温泉字上の台103	023-694-9876(TEL)	<p>普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除</p> <p>専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。</p>
22	沼の辺体育館	山形市沼の辺町4-33	<p>総合スポーツセンター事務局 023-625-2288(TEL)</p>	<p>普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除</p> <p>専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。</p>
23	弓道場	山形市霞城町1-6 (霞城公園内)	<p>総合スポーツセンター事務局 023-625-2288(TEL)</p>	<p>普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除</p> <p>専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。</p>
24	北市民プール	山形市桜町三丁目10-1	023-684-8265(TEL)	<p>普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除</p> <p>専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。</p>
25	みなみ市民プール	山形市南一番町8-5	023-622-4990(TEL)	<p>普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除</p> <p>専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。</p>

No.	施設名称	所在地	電話・FAX番号	障がい者利用の場合の減免内容
26	南石関グラウンド・ゴルフ場	山形市南石関57-1	山形市スポーツ会館 023-647-4175(TEL)	普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除 専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
27	コンフォート ヤマガタ グラウンド・ゴルフ場 (山形市グラウンド・ゴルフ場)	山形市樋越51-1	023-684-9870(TEL) 023-684-9871(FAX)	普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除 専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
28	ネッツえがおフィールド (山形市あかねヶ丘陸上競技場)	山形市あかねヶ丘二丁目4	023-644-4850(TEL) 023-664-0544(FAX)	普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除 専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
29	流通センター野球場	山形市流通センター二丁目1	きらやかスタジアム 023-687-1789(TEL)	専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
30	流通センター庭球場	山形市流通センター四丁目2	山形市総合スポーツセンターテニスコート 023-625-2630(TEL)	専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
31	鋳物町運動広場	山形市鋳物町24	きらやかスタジアム 023-687-1789(TEL)	専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
32	鋳物町庭球場	山形市鋳物町24	山形市総合スポーツセンターテニスコート 023-625-2630(TEL)	専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
33	西部運動広場	山形市大字沼木字新田948	きらやかスタジアム 023-687-1789(TEL)	専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
34	西部庭球場	山形市大字沼木字新田948	山形市総合スポーツセンターテニスコート 023-625-2630(TEL)	専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。

No.	施設名称	所在地	電話・FAX番号	障がい者利用の場合の減免内容
35	立谷川運動広場	山形市立谷川二丁目959	きらやかスタジアム 023-687-1789(TEL)	専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
36	球技場	山形市薬師町二丁目22-72	023-674-7096(TEL) 023-674-7097(FAX)	専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
37	山形市馬見ヶ崎プール	山形市小白川町川原1237	023-633-8989(TEL) 023-633-8990(FAX)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで無料

(7) 自立支援給付費に係るサービス事業所一覧 (R5.7.1現在)

山形市のホームページに掲載している「障がい福祉サービス事業所ガイド」では、山形市以外の事業所も掲載し、事業所ごとのより詳しい内容をご覧いただけます。

1 居宅介護 ※下記一覧には山形市内の事業所のみ記載。 ※障がい児(18歳未満)が使える事業所も含む。

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
ニチイケアセンター山形	990-2483	山形市上町三丁目12番6号	023-647-1951
ニチイケアセンター山形中央	990-0832	山形市城西町四丁目18番30号	023-647-7366
ニチイケアセンター山形五十鈴	990-0061	山形市五十鈴二丁目2番68号	023-626-4455
山形市社会福祉協議会居宅介護事業所	990-0832	山形市城西町二丁目2番22号	023-645-9231
わたげの会訪問介護事業所	990-2483	山形市上町一丁目9番17号	023-644-4875
エッセンシャルケアセンター	990-0832	山形市城西町二丁目2番60号	023-679-4221
向陽園ホームヘルプステーション心音	990-2462	山形市深町二丁目2番22号	023-646-5875
第2エッセンシャルケアセンター	990-0832	山形市城西町二丁目2番60号	023-679-4221
せんじゅ在宅サービス	990-2462	山形市深町一丁目2番5号	023-673-0512
アースサポート山形	990-2451	山形市吉原一丁目11番13号	023-645-7311
くつろ木吉の原訪問介護事業所	990-2453	山形市若宮四丁目1-1	023-646-0772
愛・訪問介護ステーション山形	990-0833	山形市春日町5番15号	023-647-5553
SOMPOケア 山形桜田 訪問介護	990-2321	山形市桜田西四丁目17番1号 桜田悠々館2階D号室	023-629-8351
SOMPOケア 山形あかねヶ丘 訪問介護	990-2481	山形市あかねヶ丘一丁目2番33号 結城貸店舗2階	023-647-6540
セントケア山形	990-0031	山形市十日町三丁目6番43号 ホウユウキャピタル1F	023-615-1014
訪問介護こころ	990-0063	山形市山家町二丁目7番17号	023-687-1882
医心館 訪問介護ステーション 山形	990-0810	山形市馬見ヶ崎一丁目10番25号	023-666-5380
ニチイケアセンター江俣	990-0861	山形市江俣四丁目20番17号 サンセットアベニュー1階101号室	023-616-6558
ニチイケアセンターみなみはら	990-2413	山形市南原町一丁目18番1号 ユーポ青柳102号室	023-627-6233
訪問介護ステーション えがお	990-0057	山形市宮町一丁目7番1号	023-664-0775
ホームケア土屋 山形	990-0825	山形市城北町二丁目10-9	050-3138-5872
あすなろ訪問介護事業所	990-0813	山形市桧町二丁目7番35号	023-664-3914
医心館 訪問介護ステーション 山形Ⅱ	990-2445	山形市南栄町二丁目14番2号	023-664-2062
訪問介護 アイラ	990-2402	山形市小立四丁目20番3号 アルファA101号室	023-666-4943
訪問介護事業所てらす	990-2331	山形市飯田西四丁目12番8号	023-616-3303
訪問介護つばさ	990-0821	山形市北町二丁目6番6号	023-679-4117

2 重度訪問介護

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
山形市社会福祉協議会居宅介護事業所	990-0832	山形市城西町二丁目2番22号	023-645-9231
わたげの会訪問介護事業所	990-2483	山形市上町一丁目9番17号	023-644-4875
エッセンシャルケアセンター	990-0832	山形市城西町二丁目2番60号	023-679-4221
向陽園ホームヘルプステーション心音	990-2462	山形市深町二丁目2番22号	023-646-5875
第2エッセンシャルケアセンター	990-0832	山形市城西町二丁目2番60号	023-679-4221
せんじゅ在宅サービス	990-2462	山形市深町一丁目2番5号	023-673-0512
アースサポート山形	990-2451	山形市吉原一丁目11番13号	023-645-7311
くつろ木吉の原訪問介護事業所	990-2453	山形市若宮四丁目1-1	023-646-0772
愛・訪問介護ステーション山形	990-0833	山形市春日町5番15号	023-647-5553
SOMPOケア 山形桜田 訪問介護	990-2321	山形市桜田西四丁目17番1号 桜田悠々館2階D号室	023-629-8351
SOMPOケア 山形あかねヶ丘 訪問介護	990-2481	山形市あかねヶ丘一丁目2番33号 結城貸店舗2階	023-647-6540
訪問介護こころ	990-0063	山形市山家町二丁目7番17号	023-687-1882
医心館 訪問介護ステーション 山形	990-0810	山形市馬見ヶ崎一丁目10番25号	023-666-5380
ニチイケアセンターみなみはら	990-2413	山形市南原町一丁目18番1号 ユーボ青柳102号室	023-627-6233
訪問介護ステーション えがお	990-0057	山形市宮町一丁目7番1号	023-664-0775
ホームケア土屋 山形	990-0825	山形市城北町二丁目10-9	050-3138-5872
あすなろ訪問介護事業所	990-0813	山形市桧町二丁目7番35号	023-664-3914
医心館 訪問介護ステーション 山形Ⅱ	990-2445	山形市南栄町二丁目14番2号	023-664-2062
訪問介護アイラ	990-2402	山形市小立四丁目20番3号 アルファA101号室	023-666-4943
訪問介護つばさ	990-0821	山形市北町二丁目6番6号	023-679-4117

3 同行援護

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
向陽園ホームヘルプステーション心音	990-2462	山形市深町二丁目2番22号	023-646-9177
山形市社会福祉協議会居宅介護事業所	990-0832	山形市城西町二丁目2番22号	023-645-9231
第2エッセンシャルケアセンター	990-0832	山形市城西町二丁目2番60号	023-679-4221
エッセンシャルケアセンター	990-0832	山形市城西町二丁目2番60号	023-679-4221

4 行動援護

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
向陽園ホームヘルプステーション心音	990-2462	山形市深町二丁目2番22号	023-646-5875

5 療養介護

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
独立行政法人国立病院機構山形病院	990-0876	山形市行才126-2	023-684-5566

6 生活介護

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
障害者支援施設いきいきの郷	990-0891	山形市大字成安425番地2	023-681-4765
デイサポートちとせんぼ	990-0811	山形市長町三丁目1-49	023-674-0437
障害者支援施設 向陽園	990-2363	山形市大字長谷堂字川原4687番地	023-688-5883
デイサポート たんぽぽ工房	990-2483	山形市上町四丁目7番29号	023-646-2510
ワークランドベにばな	990-0832	山形市城西町四丁目2番38号	023-644-1132
指定障害福祉サービス ワーク・ポケット	990-0035	山形市小荷駄町8番34号	023-624-0720
わたしの会社	990-2433	山形市鳥居ヶ丘26番27号	023-633-1903
障がい者支援施設すげさわの丘	990-2367	山形市すげさわの丘727番地47	023-643-6160
障がい者支援施設 山形県リハビリセンター	990-2231	山形市大字大森385番地	023-686-3722
多機能型事業所 夢工房	990-2303	山形市蔵王上野字南坂924番地	023-689-9033
障がい福祉サービス事業所 のぞみの家	990-2403	山形市大字岩波字鬼越3番1	023-624-4825
山形県ワークショップ明星園	990-0811	山形市長町728番地の2	023-684-3781
まある	990-0057	山形市宮町一丁目3番36号	023-666-8382
デイサポート にじいろ	990-0861	山形市江俣一丁目9番26号	023-687-1144
恵光園	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地2	023-688-3531
あゆみケアセンター生活介護事業所	990-0062	山形市鈴川町三丁目1番25号	023-674-9031
ビッグちゃお	990-0025	山形市あこや町三丁目11番7号	023-615-8680
共生型生活介護くつろぎ	990-2453	山形市若宮四丁目1番1号	023-646-0772
あじさい館(あかねヶ丘)	990-2481	山形市あかねヶ丘三丁目3番1号	023-673-0292
指定障害福祉サービス事業所ハーモニー	990-2445	山形市南栄町一丁目1-72-10	023-647-5575

7 短期入所

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
障害者短期入所事業所いきいきの郷	990-0891	山形市大字成安425番地2	023-681-4765
指定短期入所事業所すげさわの丘	990-2367	山形市すげさわの丘727-47	023-643-6160
独立行政法人国立病院機構山形病院	990-0876	山形市行才126-2	023-684-5566
向陽園ショートステイサービス	990-2363	山形市大字長谷堂字川原4687番地	023-688-5883
あすなろショートステイサービス	990-0811	山形市長町三丁目1番43号	023-681-7773
こまくさ荘短期入所事業所	990-2305	山形市蔵王半郷字戸苅田302番地	023-665-0023
第1ほのぼの荘	990-2321	山形市桜田西一丁目17-5	023-633-1903
ショートステイサービス月のひかり	990-2331	山形市飯田西四丁目3番2号	023-665-5385
ショートステイサービス心音	990-2316	山形市大字片谷地122番地17	023-674-8141
山形県リハビリセンター 短期入所事業	990-2231	山形市大字大森385番地	023-686-3722
第2ほのぼの荘	990-2342	山形市大字門伝986番地3	023-666-6061
ワークショップ明星園短期入所事業所	990-0073	山形市大野目三丁目3番39号	023-616-4177
指定短期入所事業所こもれび	990-2422	山形市中桜田二丁目6番8号	023-616-5037
グループホームRASIEL南館	990-2461	山形市大字南館246番地1	023-615-8197

8 宿泊型自立訓練

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
蔵王通勤寮	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地2	023-688-3531
自立訓練(生活訓練)むすび深町	990-2462	山形市深町一丁目4番12号	023-666-4471

9 自立訓練(生活訓練)

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
自立訓練(生活訓練)むすび深町	990-2462	山形市深町一丁目4番12号	023-666-4471

10 就労移行支援

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
就労移行支援事業山形コロニー 就労サポートセンター	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-641-7365
障がい者支援施設 山形県リハビリセンター	990-2231	山形市大字大森385番地	023-686-3722
チャレンジドジャパン山形センター	990-0039	山形市香澄町一丁目3番15号 山形むらきさわビル6階	023-674-8971
ディーキャリア山形オフィス	990-0043	山形市本町一丁目4番27号 セントラル山形ビル8階	023-616-4111
manaby山形事業所	990-0031	山形市十日町一丁目1番34号 リアラ イズ山形駅前通ビル 2階	023-615-8570

11 就労継続支援A型

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
就労継続支援事業A型山形福祉工場	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-641-1136
株式会社山形包徳福祉事業部	990-0823	山形市下条町二丁目1番4号	023-674-0877
多機能型就労支援事業所 エコファームもとさわ	990-2363	山形市大字長谷堂字湯向山4158番地	023-688-5883
蔵王の恵農場	990-0021	山形市小白川町五丁目13番24号	023-644-5872
就労継続支援A型 せいいてん	990-0886	山形市嶋南三丁目5番1号	080-4511-6103
self-A・ハニービー山形	990-0039	山形市香澄町二丁目2番41号 柿崎ビル4F	023-633-6333

12 就労継続支援B型

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
サポートスクエアぱおぱお	990-0052	山形市円応寺町7番10号	023-625-3855
指定障害福祉サービス事業所ハーモニイ	990-2445	山形市南栄町一丁目1-72-10	023-647-5575
ひなぎくアルファー(城南町事業所)	990-0827	山形市城南町一丁目3番22号	023-645-8766
ひなぎくアルファー(十日町事業所)	990-0031	山形市十日町三丁目3番14号	023-633-3974
障害福祉サービス事業所未知 (クリエイティブハウス未知事業所)	990-2493	山形市美畑町12-30	023-633-3181
障害福祉サービス事業所未知 (グループ未知事業所)	990-2433	山形市鳥居ヶ丘15番3号	023-633-9387
ワークランドベにばな	990-0832	山形市城西町四丁目2番38号	023-644-1132
メディアかがやき	990-0022	山形市東山形一丁目5番16号	023-633-3192
就労継続支援事業B型 山形県コロニーセンター	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-622-9755
みちのく屋台こんにやく道場	990-2494	山形市末広町2番6号	023-673-9494
障がい者支援施設 山形県リハビリセンター	990-2231	山形市大字大森385番地	023-686-3722
多機能型事業所 夢工房	990-2303	山形市蔵王上野字南坂924番地	023-689-9033
障がい福祉サービス事業所 のぞみの家	990-2403	山形市大字岩波字鬼越3番1	023-624-4825
山形県ワークショップ明星園	990-0811	山形市長町728番地の2	023-684-3781
就労継続支援事業所ステップアップ霞城	990-0045	山形市桜町3番37号	023-631-2315
わたしの会社	990-2433	山形市鳥居ヶ丘26番27号	023-633-1903
きら夢	990-0024	山形市あさひ町1番26号	023-679-3231
就労継続支援事業所たいよう	990-2445	山形市南栄町一丁目1番70号	023-633-2583
株式会社山形包徳福祉事業部	990-0823	山形市下条町二丁目1番4号	023-674-0877
蔵王の恵農場	990-0021	山形市小白川町五丁目13番24号	023-674-9111
デイサポートセンター じゃんぶ	990-2423	山形市東青田二丁目8番13号	023-644-5872
ビバウエーブ 美畑店	990-2493	山形市美畑町12番27号 南栄ビル2F	023-676-7177
公徳会若宮就労支援センター	990-2451	山形市吉原二丁目15番8号	023-674-8295
ビバウエーブ 山形駅前店	990-0038	山形市幸町6番1号 デーシーエス山形ビル4F	023-679-4303
ミライフアーム	990-0863	山形市江南二丁目9番13号	080-3193-9966
フィオーレ山形	990-2435	山形市青田四丁目9番26号	023-616-3155
チョコあかねヶ丘	990-2481	山形市あかねヶ丘三丁目14番8号	023-616-7640

13 就労定着支援

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
就労定着支援事業山形コロニー 就労サポートセンター	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-641-7365
障がい福祉サービス事業所 山形県リハビリセンター	990-2231	山形市大字大森385番地	023-686-3722
チャレンジドジャパン山形センター	990-0039	山形市香澄町一丁目3番15号 山形むらさきさわビル6階	023-674-8971
ディーキャリア山形オフィス	990-0043	山形市本町一丁目4番27号 セントラル山形ビル8階	023-616-4111

14 施設入所支援

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
障害者支援施設 向陽園	990-2363	山形市大字長谷堂字川原4687番地	023-688-5883
障害者支援施設いきいきの郷	990-0891	山形市大字成安425番地2	023-681-4765
障がい者支援施設すげさわの丘	990-2367	山形市すげさわの丘727番地47	023-643-6160
障がい者支援施設 山形県リハビリセンター	990-2231	山形市大字大森385番地	023-686-3722

15 共同生活援助(包括型)

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
グループホーム支援センター心音	990-2462	山形市深町二丁目2番22号	023-647-7266
ワークショップ明星園共同生活事業所	990-0073	山形市大野目三丁目3番39号	023-616-4177
グループホーム支援センター向陽園	990-2363	山形市大字長谷堂4687番地	023-688-5883
グループホーム支援センターみらい	990-0811	山形市長町三丁目1番49号	023-674-0437
ほのぼの荘	990-2433	山形市鳥居ヶ丘26番27号	023-633-1903
グループホーム 江南	990-0863	山形市江南二丁目10番4号	070-5620-8610
障がい福祉サービス事業所のぞみの家	990-2403	山形市大字岩波字鬼越3番1	023-624-4825
障がい者グループホーム しゃるどね	990-2463	山形市富の中三丁目4番17-13号	023-616-4181
わんらいふ山形駅西口壺番館	990-0047	山形市城南町三丁目4番26-1号	090-9632-8987
アウル障害福祉グループ東北	990-2433	山形市鳥居ヶ丘12番13号	090-1372-2429
グループホーム五日町BASE	990-0829	山形市五日町9番25号	090-7704-3299
グループホームこころ	990-0063	山形市山家町二丁目7番17号	023-687-1882

16 外部サービス利用型共同生活援助

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
ざおう荘	990-2303	山形市蔵王上野字南坂924番地	023-689-9033
指定共同生活援助事業所蔵王	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地の2	023-688-3531
青柳の里	990-2212	山形市上柳25-1番地	023-686-6444
グループホームすずらん寮	990-2445	山形市南栄町一丁目1番70号	023-631-2315
山形県コロニーセンター共同生活援助事業所	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-622-9755
グループホーム ことの葉	990-0045	山形市桜町3番37号	023-631-2315
障がい福祉サービス事業所 山形県リハビリセンター	990-2231	山形市大字大森385番地	023-686-3722
グループホームひまわり	990-0832	山形市城西町四丁目2番38号	023-644-1132

17 日中サービス支援型共同生活援助

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
指定共同生活援助事業所こもれび	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地の2	023-688-3531
グループホームRASIEL南館	990-2461	山形市大字南館246番地1	023-615-8197

18 自立生活扶助

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
自立生活援助事業所いきいきの郷	990-0891	山形市大字成安425番地2	023-681-4765

(8)障がい児通所給付費に係るサービス事業所一覧 (R5.7.1現在)

山形市のホームページに掲載している「障がい福祉サービス事業所ガイド」では、山形市以外の事業所も掲載し、事業所ごとのより詳しい内容がご覧いただけます。

1 児童発達支援

※下記一覧には山形市内の事業所のみ記載。

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
こまくさ学園	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地の2	023-688-3531
指定児童発達支援事業ひよこ教室	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地の2	023-688-3531
ワクワクひろば	990-0035	山形市小荷駄町2番7号	023-623-6622
音楽なかまプリモ(音楽なかまアンジェリ)	990-0044	山形市木の実町2番17号 ダイヤ37木の実町	023-679-4045
まなびのへやバンビーナ吉原	990-2453	山形市若宮四丁目5番11号	023-664-1735
セカンドハウス彩祐結 嶋南の家	990-0886	山形市嶋南三丁目4番3号	023-665-0308
アーチ	990-0066	山形市印役町一丁目2番38号	023-679-5403
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」山形錦町校	990-0056	山形市錦町11番12号	023-674-0300
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」山形南栄校	990-2445	山形市南栄町一丁目7番19号	023-674-6577
児童発達支援教室 ドレミ	990-0810	山形市馬見ヶ崎二丁目3番20号	023-679-5705
リトルちゃお	990-0025	山形市あこや町三丁目17番6号	023-666-7499
ほっぷ	990-2484	山形市籠田一丁目2番29号	023-687-0700
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」山形松波校	990-0023	山形市松波二丁目5番17号 オフィス田代 2階	023-666-3344
アートチャイルドケアSEDスクール山形城西	990-0832	山形市城西町四丁目3番23号 ダイヤ4城西101号室	023-664-0027
キッズサポートていーだ	990-0062	山形市鈴川町三丁目4番8号	023-679-5939
アバンツアーレスポーツやまがた 第2	990-0023	山形市松波四丁目2番19号	023-666-6157
アーチ鈴川	990-0067	山形市花楸一丁目21番8号	023-666-5392
ことばのデイルーム奏	990-2451	山形市吉原三丁目1番5号	023-673-9681
こどもリハビリデイサービスゆめ希	990-0810	山形市馬見ヶ崎三丁目21番11号	023-676-8607
リニエプラッツ山形	990-0034	山形市東原町三丁目4番8号	023-673-9388
キッズサポートていーだ南栄教室	990-2445	山形市南栄町一丁目7番19号 1階南	023-616-5535

2 居宅訪問型児童発達支援

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
アーチ	990-0066	山形市印役町一丁目2番38号	023-679-5403

3 保育所等訪問支援

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
アーチ	990-0066	山形市印役町一丁目2番38号	023-679-5403
ワクワクひろば	990-0035	山形市小荷駄町2番7号	023-623-6622
ミライスクール深町校	990-2462	山形市深町一丁目2番5号 1階	023-616-7840
リニエプラッツ山形	990-0034	山形市東原町三丁目4番8号	023-673-9388
アートチャイルドケアSEDスクール山形城西	990-0832	山形市城西町四丁目3番23号 ダイヤ4城西101号室	023-664-0027
キッズサポートていーだ南栄教室	990-2445	山形市南栄町一丁目7番19号 1階南	023-616-5535

4 放課後等デイサービス

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
指定放課後等デイサービス風の子	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地の2	023-688-3531
放課後くらぶ・ぐ〜	990-2492	山形市鉄砲町三丁目1番31号	023-624-4131
ワクワクひろば	990-0035	山形市小荷駄町2番7号	023-623-6622
音楽なかまプリモ	990-0044	山形市木の実町2番17号 ダイヤ37木の実町	023-679-4045
セカンドハウス彩祐結 嶋南の家	990-0886	山形市嶋南三丁目4番3号	023-665-0308
ワクワクひろば泉	990-0068	山形市泉町5-20	023-622-8912
山形地域福祉事業所 陽だまりクラブ	990-2493	山形市美畑町11-28	023-622-4775
セカンドハウス彩祐結 江南の家	990-0863	山形市江南四丁目2番14号	023-674-6646
放課後等デイサービス山形コロニー シード	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-665-1414
POCCOやまがた かじょう	990-0825	山形市城北町一丁目9番7号	023-647-6550
児童デイサービス月のひかり	990-2331	山形市飯田西四丁目3番2号	023-665-5385
まなびのへやバンビーナ松原	990-2313	山形市大字松原800番地5	023-674-6105
Harmony山形	990-0066	山形市印役町四丁目2番18号	023-645-1747
アーチ	990-0066	山形市印役町一丁目2番38号	023-679-5403
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」山形錦町校	990-0056	山形市錦町11番12号	023-674-0300
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」山形南栄校	990-2445	山形市南栄町一丁目7番19号	023-674-6577
児童発達支援教室 ドレミ	990-0810	山形市馬見ヶ崎二丁目3番20号	023-679-5705
アバンツァーレスポーツやまがた	990-0810	山形市馬見ヶ崎一丁目7番23号	023-666-6157
ちゃお	990-0025	山形市あこや町三丁目11番7号	023-615-8680
リトルちゃお	990-0025	山形市あこや町三丁目17番6号	023-666-7499
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」山形松波校	990-0023	山形市松波二丁目5番17号 オフィス田代 2階	023-666-3344
すこやか子ども教室	990-0021	山形市小白川町五丁目4番14号	023-664-1372
放課後等デイサービス Beすまいる	990-2481	山形市あかねヶ丘一丁目17番13号	023-615-9315
らいとはうす山形	990-2423	山形市東青田一丁目12番8号	023-616-4537
アートチャイルドケアSEDスクール山形城西	990-0832	山形市城西町四丁目3番23号 ダイヤ4城西101号室	023-664-0027
キッズサポートていーだ	990-0062	山形市鈴川町三丁目4番8号	023-679-5939
放課後等デイサービス ハートテラス山形	990-0042	山形市七日町三丁目4番9号2F	023-666-6537
アバンツァーレスポーツやまがた 第2	990-0023	山形市松波四丁目2番19号	023-666-6157
アーチ鈴川	990-0067	山形市花楸一丁目21番8号	023-666-5392
ミライスクール深町校	990-2462	山形市深町一丁目2番5号 1階	023-616-7840
ことばのデイルーム奏	990-2451	山形市吉原三丁目1番5号	023-673-9681
こどもリハビリデイサービスゆめ希	990-0810	山形市馬見ヶ崎三丁目21番11号	023-676-8607
リニエプラッツ山形	990-0034	山形市東原町三丁目4番8号	023-673-9388
キッズサポートていーだ南栄教室	990-2445	山形市南栄町一丁目7番19号 1階南	023-616-5535
Harmony城西	990-0832	山形市城西町四丁目3番19号 1階	023-616-5511

(9)相談支援事業所一覧 (R5.7.1現在)

山形市のホームページに掲載している「障がい福祉サービス事業所ガイド」では、山形市以外の事業所も掲載し、事業所ごとのより詳しい内容をご覧いただけます。

1 障がい者(指定特定相談支援事業者)

※下記一覧には山形市内の事業所のみ記載。

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
地域活動支援センター おーる	990-0827	山形市城南町二丁目4番25号	023-647-4266
向陽園地域生活支援センター心音	990-0861	山形市江俣一丁目9番26号	023-679-3244
山形コロニー相談支援センター	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-641-2626
ゆあーず	990-0057	山形市宮町一丁目3番36号	023-682-0212
山形市社会福祉協議会障がい者相談支援センター	990-0832	山形市城西町二丁目2番22号	023-646-5660
相談支援事業所まんさく	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地の2	023-688-3531
サポートセンター ハーモニイ	990-2445	山形市南栄町一丁目1-72-10	023-647-5575
相談支援センター 彩祐結	990-0886	山形市嶋南三丁目4番32号	023-665-0308
エッセンシャルケアセンター	990-0832	山形市城西町二丁目2番60号	023-679-4221
障がい者相談支援センターすげさわの丘「ふらっと」	990-2367	山形市すげさわの丘727番地47	023-643-6160
相談支援事業所 山形県リハビリセンター	990-2231	山形市大字大森385番地	023-686-3722
障害者相談支援事業所いきいきの郷	990-0891	山形市大字成安425番地2	023-681-4765
ワクワク相談支援事業所	990-0035	山形市小荷駄町2番7号	023-623-6622
相談支援事業所ちやお	990-0025	山形市あこや町三丁目11番7号	023-615-8680
そうだんのへやバンビーナ	990-2453	山形市若宮四丁目5番11号	070-1273-7796
相談支援事業所かけはし	990-2483	山形市上町一丁目8番17号303号室	023-666-4154
相談支援事業所むすび深町	990-2462	山形市深町一丁目4番12号	023-666-4471

2 障がい児(指定障がい児相談支援事業者)

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
地域活動支援センター おーる	990-0827	山形市城南町二丁目4番25号	023-647-4266
向陽園地域生活支援センター心音	990-0861	山形市江俣一丁目9番26号	023-647-7266
山形コロニー相談支援センター	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-641-7335
ゆあーず	990-0057	山形市宮町一丁目3番36号	023-682-0212
山形市社会福祉協議会障がい者相談支援センター	990-0832	山形市城西町二丁目2番22号	023-646-5660
相談支援事業所まんさく	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地の2	023-688-3531
相談支援センター 彩祐結	990-0886	山形市嶋南三丁目4番32号	023-665-0308
エッセンシャルケアセンター	990-0832	山形市城西町二丁目2番60号	023-679-4221
障がい者相談支援センターすげさわの丘「ふらっと」	990-2367	山形市すげさわの丘727番地47	023-643-6160
障害者相談支援事業所いきいきの郷	990-0891	山形市大字成安425番地2	023-681-4765
相談支援事業所 山形県リハビリセンター	990-2331	山形市大字大森385番地	023-686-3722
ワクワク相談支援事業所	990-0035	山形市小荷駄町2番7号	023-623-6622
相談支援事業所ちやお	990-0025	山形市あこや町三丁目11番7号	023-615-8680
そうだんのへやバンビーナ	990-2453	山形市若宮四丁目5番11号	070-1273-7796
相談支援事業所かけはし	990-2483	山形市上町一丁目8番17号303号室	023-666-4154

(10) 地域生活支援事業登録・指定事業所一覧 (R5.7.1現在)

山形市のホームページに掲載している「障がい福祉サービス事業所ガイド」では、事業所ごとのより詳しい内容がご覧いただけます。

1 移動支援(個別支援)

※障がい児(18歳未満)が使える事業所も含む。

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
山形市社会福祉協議会 障害者移動支援事業所	990-0832	山形市城西町2-2-22	645-9231
わたげの会訪問介護事業所	990-2483	山形市上町1-9-17	644-4875
向陽園ホームヘルプステーション 心音	990-2462	山形市深町2-2-22	647-7266
エッセンシャルケアセンター	990-0832	山形市城西町2-2-60	679-4221
ニチイケアセンター山形	990-2483	山形市上町3-12-6	647-1951
ニチイケアセンター山形中央	990-0832	山形市城西町4-18-30	647-7366
みずき介護サービス	991-0004	山形県寒河江市西根北町3-12	0237-85-0763
アースサポート山形	990-2451	山形市吉原一丁目11番13号	635-8511
愛・訪問介護ステーション山形	990-0833	山形市春日町5-15 エルエスペランス104	647-5553
第2エッセンシャルケアセンター	990-0832	山形市城西町2-2-60	679-4221
特定非営利活動法人 福祉グループコア やまがた県央	994-0026	天童市東本町3-2-45	651-8038
SOMPOケア山形あかねヶ丘訪問介護	990-2481	山形市あかねヶ丘1-2-33	647-6540
くつろ木吉の原訪問介護事業所	990-2453	山形市若宮4-1-1	646-0772
ニチイケアセンターみなみはら	990-2413	山形市南原町一丁目18番1号	627-6233
ニチイケアセンター江俣	990-0861	山形市江俣四丁目20番17号 サンセットアベニュー1階 101号室	616-6558
訪問介護こころ	990-0063	山形市山家町二丁目7番17号	687-1882
訪問介護ステーション えがお	990-0057	山形市宮町1-7-1 ハイソカダ'102	664-0775

2 移動支援(日中活動サービス)

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
虹のネットワーク	990-2404	山形市大字八森126-5	625-3488
さんさんくらぶ	990-2483	山形市上町1-12-15	645-7108
プチLIFEサポート	990-2332	山形市飯田三丁目2番12号	600-2600

3 地域活動支援センター事業

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
地域活動支援センターおーる	990-0827	山形市城南町2-4-25	647-4266
ゆきわり工房「青柳の里」	990-2212	山形市上柳25-1	686-6444
地域活動支援センターほっとステーション	990-0066	山形市印役町1-2-38 リバーサイドアメニティ2F	665-1861
地域活動支援センター未知	990-2433	山形市鳥居ヶ丘15-3	633-9387

4 訪問入浴サービス

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
山形市社会福祉協議会 障がい者訪問入浴サービス事業所	990-0832	山形市城西町2-2-22	645-9232
株式会社あっぷるケアサービス	990-2482	山形市久保田1-7-7	622-1199
アースサポート山形	990-2451	山形市吉原一丁目11番13号	635-8511
アサヒサンクリーン在宅介護センター山形	990-2481	山形市あかねヶ丘3-1-8	050-3317-6800
SOMPOケア山形陣場訪問入浴	990-0864	山形市陣場2-11-28	682-1031
株式会社福祉のひろば 天童営業所	994-0024	天童市鎌田一丁目6番52号	651-2751
訪問入浴つばさ	990-0821	山形市北町二丁目6番6号	615-8610

5 生活訓練等

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
虹のネットワーク	990-2404	山形市大字八森126-5	625-3488
さんさんくらぶ	990-2483	山形市上町1-12-15	645-7108
プチLIFEサポート	990-2332	山形市飯田三丁目2番12号	600-2600
音楽サロン リナッシュェ	990-0025	山形市あこや町一丁目4番4号	679-4045

6 日中短期入所

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
日中短期入所事業所 すげさわの丘	990-2367	山形市すげさわの丘727-47	643-6160
向陽園ショートステイサービス	990-2363	山形市大字長谷堂字川原4687	688-5883
夢工房	990-2303	山形市蔵王上野字南坂924	689-9033
のぞみの家	990-2403	山形市大字岩波字鬼越3-1	624-4825
社会福祉法人牧人会 山形育成園	999-3103	上山市金谷字金ヶ瀬1111	673-2575
日中短期入所事業所 恵光園	990-2305	山形市蔵王半郷1366-2	688-3531
独立行政法人 国立病院機構山形病院	990-0876	山形市行才126-2	684-5566
山形ひかり学園	999-3103	上山市金谷字金ヶ瀬1111	672-2377
山形県立こども医療療育センター	999-3145	上山市河崎三丁目7番1号	673-3366
山形県立やまなみ学園	999-0033	長井市今泉1812	0238-88-9311
山形県立鳥海学園	999-8437	飽海郡遊佐町藤崎字茂森14-178	0234-75-3334
山形県立最上学園	990-0051	新庄市松本55-1	0233-22-1559

7 タイムケア(児童のみ)

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
ハーモニイ	990-2445	山形市南栄町一丁目1-72-10	647-5575
わたしの会社	990-2433	山形市鳥居ヶ丘26-27	633-1903
ワークランドベにばな	990-0832	山形市城西町四丁目2番38号	644-1132

このしおりについてのお問い合わせ先

〒990-8540

山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市役所 福祉推進部 障がい福祉課

TEL:023(641)1212

内線:549・550・580・589・590・621

FAX:023(632)7091